

入間市の環境調査概要

平成17年度版

(平成8年度から平成17年度)

入 間 市

環境経済部 環境課

目 次

第1章 総 説	1
第1節 入間市の概要	1
1 位置	1
2 地勢	1
3 人口	1
4 気象	1
第2節 環境課所掌事務	2
第3節 関係機関・関係団体	2
第2章 環境保全事業	3
第1節 公害苦情について	3
第2節 大気について	5
1 大気汚染常時観測（富士見公園内）	5
2 国設自動車排ガス測定（高倉5丁目地内）	9
3 首都圏中央連絡自動車道自動車排ガス測定（小谷田地内）	9
4 主要交差点自動車排ガス測定	10
5 二酸化窒素フィルターバッチ調査	13
6 光化学スモッグ注意報発令状況	14
7 事業所等大気立入調査	14
8 建築物の解体工事等（特定粉じん排出等作業）に伴う立入調査	15
9 大気中アスベスト（石綿）濃度の調査	15
第3節 水質について	16
1 主要河川水質調査（入間川、霞川、不老川）	16
2 準用河川・水路・排水管水質調査	22
3 不老川24時間水質調査	23
4 河川生息生物調査	25
5 地下水汚染（有機塩素系溶剤）調査	26
6 地下水汚染（農薬）調査	26
7 工業団地排水調査	27
8 事業所等水質立入調査	27
第4節 騒音・振動について	29
1 自動車交通騒音及び交通量調査	29
2 深夜営業騒音	33
3 航空機騒音	33
第5節 悪臭について	34
第6節 地盤沈下について	34
第7節 空閑地の保全について	34
第8節 電波障害について	34
第9節 ダイオキシンについて	35
1 大気中ダイオキシン類調査	35
2 河川水質中ダイオキシン類調査	36
3 土壌中ダイオキシン類調査	37
4 河川底質中ダイオキシン類調査	39

第3章 環境衛生事業	40
第1節 狂犬病予防対策について	40
第2節 納骨堂の管理運営について	40
第3節 家庭雑排水処理について	42
第4節 浄化槽について	42
第5節 瑞穂斎場について	44
第6節 入間西部衛生組合について	46
関連資料	
第1節 不老川、林川の季節別水質（BOD）について	48
第2節 宮寺生活雑排水処理施設（不老川）の水質について	49
第3節 入間川、霞川、不老川における魚類調査について	50
第4節 市内主要河川の近隣市の水質状況（BOD）について	51
第5節 雨水タンク設置状況について	53
第6節 雨水浸透柵の設置状況について	54
第7節 総合クリーンセンター関連	55
1 ごみ処理量及びごみ処理にかかる経費について	55
2 資源再利用について	57
3 生ごみ処理機器購入費補助について	57
4 ダイオキシン類濃度測定について	58
第8節 下水道普及率について	59
用語解説	
アルファベット順	60
50音順	62

第1章 総 説

第1節 入間市の概要

1 位置

都心から40km圏の本市は、埼玉県の南西部に位置し、狭山丘陵・加治丘陵や壮大な茶畑などの緑に恵まれたまちで、面積44.74km²、東西9.3km、南北9.8kmで「打出の小槌」のようなひし形をしています。周囲は、埼玉県所沢市、狭山市、飯能市、東京都青梅市、瑞穂町にそれぞれ接しています。

- ・ 面 積 44.74km²
- ・ 広 ぼ う 東西 9.3km、南北 9.8km
- ・ 海 抜 最高 203.5m、最低 58.3m
- ・ 緯度・経度 東経 139°23'、北緯 35°49'

2 地勢

市域全体は、海拔58.3mから203.5mとややなだらかな台地と丘陵からなり、市域の約6分の1を占める茶畑、北西部には入間川、中央部に霞川、南部に不老川が流れており豊かな緑と水辺の景観を醸成しています。

地質については、地表が軽い植質壤土で、地下は関東ローム層と呼ばれる砂壤土質の洪積火山灰土でそれぞれ形成され、肥沃な地味はさやま茶を始め野菜などの栽培に適しています。

3 人口

世帯数及び人口の推移（各年10月1日）

（世帯数：世帯、人口：人）

年 度	H 8	H 9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17
世帯数	48,074	48,790	49,010	50,697	51,610	52,896	54,026	54,993	55,735	56,629
人 口	145,250	145,517	145,785	146,613	147,321	148,400	149,334	149,795	149,978	150,266

4 気象

気温（最高、最低、平均）及び降水量の推移（各年1月～12月）

（気温：℃、降水量：mm）

年 度	H 8	H 9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	
気 温	最高	40.3	39.4	37.6	36.4	37.8	38.6	37.5	36.4	38.1	36.7
	最低	-6.6	-4.3	-5.9	-6.3	-6.1	-8.2	-5.0	-7.0	-4.8	-5.8
	平均	14.1	15.6	15.3	14.9	14.8	14.5	14.7	14.2	15.4	14.4
湿 度	65.8	68.8	71.7	69.3	68.8	71.5	74.4	77.1	74.2	71.8	
降 水 量	883	1,038	1,941	1,660	1,571	1,490	1,604	1,606	1,487	1,313	

第2節 環境課所掌事務

環境課 <環境企画担当、環境保全担当>

- 環境政策の企画、立案及び調査に関すること。
- 環境基本計画に関すること。
- 環境マネジメントシステムに関すること。
- 地球環境保全の推進に関すること。
- 騒音、振動及び悪臭の規制に関すること。
- 大気汚染、水質汚濁、土壌の汚染及び地盤の沈下防止対策に関すること。
- 開発行為等における環境保全に係る指導に関すること。
- 河川の浄化に関すること。
- 産業廃棄物に関すること。
- ねずみ族、昆虫等の駆除に関すること。
- 狂犬病の予防に関すること。
- 墓地に関すること。
- 納骨堂の管理運営に関すること。
- 家庭雑排水処理施設等の改善に関すること。
- 衛生自治組織に関すること。
- 食品衛生組織に関すること。
- 浄化槽に関すること。
- その他生活環境の保全に関すること。
- 瑞穂斎場組合との連絡調整に関すること。
- 入間西部衛生組合との連絡調整に関すること。
- 総合クリーンセンターとの連絡調整に関すること。

第3節 関係機関・関係団体

埼玉県西部環境管理事務所	川越市新宿町 1-1-1	049-244-1250
埼玉県環境科学国際センター	騎西町上種足 914	0480-73-8331
埼玉県所沢保健所	所沢市けやき台 2-5-8	04-2922-2167
埼玉県所沢保健所（狭山分室）	狭山市稲荷山 2-16-1	04-2954-6212
埼玉県動物指導センター（南支所）	さいたま市桜区在家 473	048-855-0484
不老川流域生活排水対策推進協議会	事務局：西部環境管理事務所	049-244-1250
不老川浄化市民団体連絡会	事務局：狭山市生活環境課	04-2953-1111
入間永光苑（納骨堂）	入間市大字南峯 935-30	04-2936-3352
瑞穂斎場	瑞穂町大字富士山栗原新田 244	042-557-0064
入間西部衛生組合 清掃センター	日高市大字上鹿山 792-4	042-985-1234

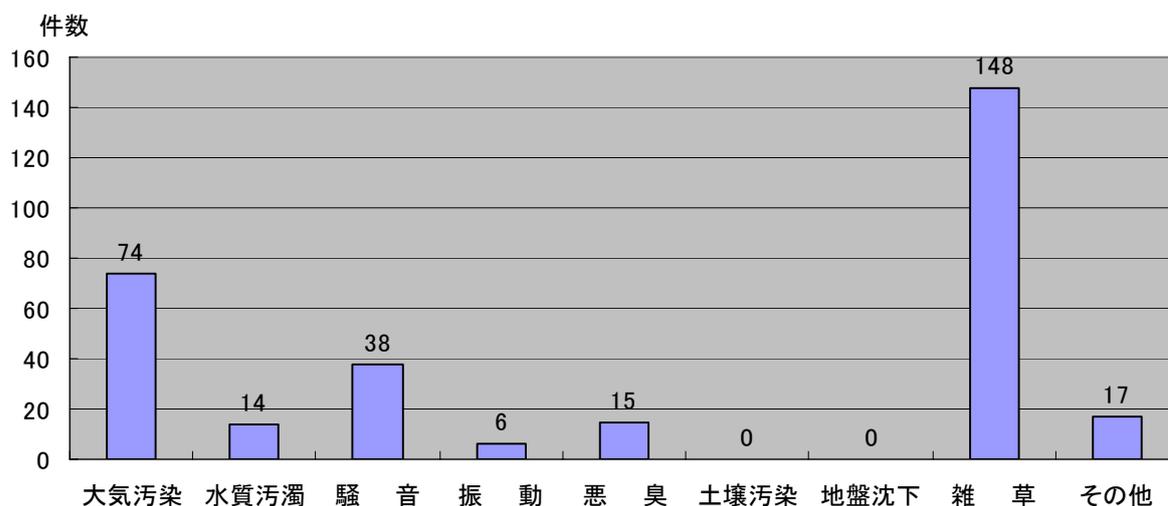
第2章 環境保全事業

第1節 公害苦情について

環境基本法において「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下（鉱物の採掘のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。）に係わる被害を生ずることをいいます。法律の適用を受けないピアノ・ステレオ等の音楽機器の音やペットの鳴き声など、市民生活に密接した問題の苦情が多く寄せられています。

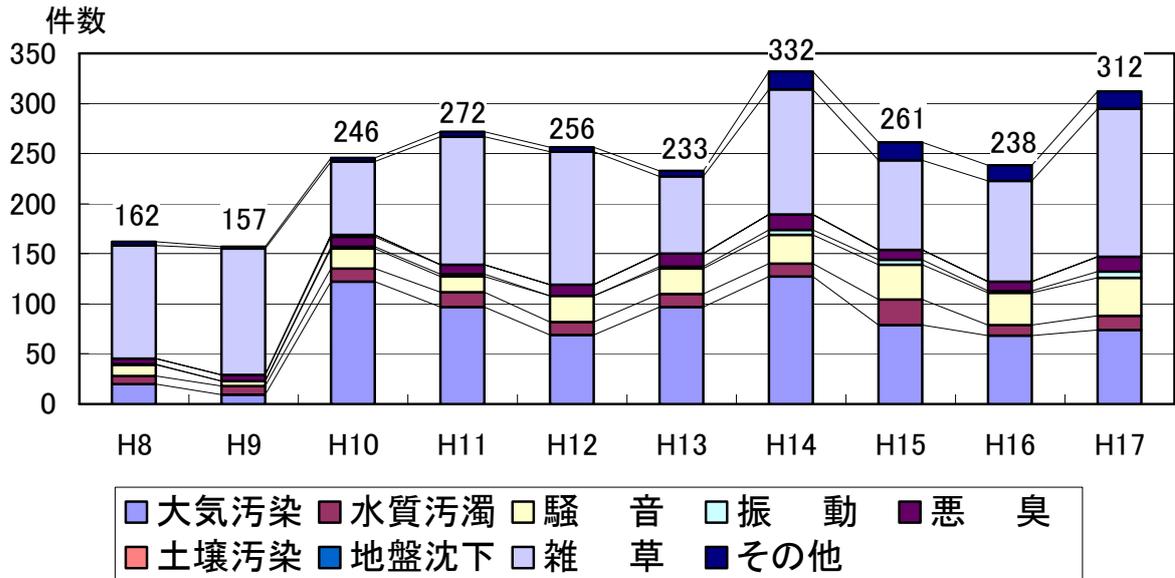
平成17年度の公害等苦情受付け件数は312件で、前年度繰越分15件を含むと合計で327件となっております。前年度との比較においては、30%の増となっております。依然として雑草や大気汚染（野焼き等）に関する苦情が多く寄せられました。

■ 平成17年度 公害苦情受付件数



内 訳	平成16年度 から継続	平成17年度 に受理	小計	平成17年度解決済み		未解決
				H16継続分	H17受理分	
大気汚染	0	74	74	0	74	0
水質汚濁	0	14	14	0	14	0
騒音	2	38	40	1	37	2
振動	1	6	7	0	6	1
悪臭	2	15	17	0	14	3
土壌汚染	0	0	0	0	0	0
地盤沈下	0	0	0	0	0	0
雑草	0	148	148	0	148	0
その他	10	17	27	3	17	7
合 計	15	312	327	4	310	13

■ 公害苦情受付件数の推移



(単位: 件)

年度	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17		
										受付	処理	未解決
大気汚染	20	9	122	97	69	97	127	79	68	74	74	0
水質汚濁	8	9	13	15	13	13	13	25	11	14	14	0
騒音	11	5	20	15	26	25	29	35	32	38	37	1
振動	1	0	2	3	0	2	5	5	2	6	6	0
悪臭	5	6	10	9	11	13	15	10	9	15	14	1
土壌汚染	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0
地盤沈下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
雑草	113	126	73	128	133	77	125	89	101	148	148	0
その他	4	2	4	5	4	6	18	18	15	17	17	0
合計	162	157	246	272	256	233	332	261	238	312	310	2

第2節 大気について

大気汚染とは、産業活動や人間の活動によって工場や自動車などから排出されるばい煙、粉じんなどさまざまな物質が大気中に排出され、人や動植物等の生活環境を損なうことをいいます。

1 大気汚染常時観測（平成17年度）（富士見公園内）

埼玉県において、大気汚染防止法及び埼玉県環境基本条例に基づき、大気汚染の常時監視を行っています。入間市東町1丁目の富士見公園内において、テレメーターシステムにより監視を行っています。

① 二酸化硫黄（SO₂）の年間値及び経年変化

年 平均値	1時間値が 0.1ppmを 越えた時間 とその割合		日平均値が 0.04ppmを 越えた日数 とその割合		1時間 値の最 高値	日平均 値の2% 除外値	日平均値が 0.04ppmを超え た日が2日以上 連続したこと の有無	環境基準の長 期的評価によ る日平均値が 0.04ppmを超え た日数	環境基準	
	(時間)	(%)	(日)	(%)					長期的 評価	短期的 評価
(ppm)	(時間)	(%)	(日)	(%)	(ppm)	(ppm)	(有・無)	(日)	(達成・非達成)	
0.001	0	0.0	0	0.0	0.064	0.003	無	0	○	○

(注)「環境基準の長期的評価による日平均値が0.04ppmを超えた日数」とは、日平均値の高い方から2%の範囲の日平均値を除外した後の日平均値のうち、0.04ppmを超えた日数である。ただし、日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続した延べ日数のうち、2%除外当該日に入っている日数分については除外しない。

(単位：ppm)

年 度	H 8	H 9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	基準値
年平均値	0.004	0.004	0.003	0.003	0.004	0.004	0.003	0.001	0.001	0.001	0.04ppm以下
基準達成	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
1時間値の 最高値	0.019	0.021	0.018	0.011	0.294	0.254	0.056	0.052	0.061	0.064	0.1ppm以下
基準達成	○	○	○	○	×	×	○	○	○	○	

※ 二酸化硫黄（SO₂）の年平均値及び1時間値の最高値について、平成16年度に引き続き各項目とも環境基準値を達成することができました。

② 浮遊粒子状物質（SPM）の年間値及び経年変化

年 平均値	1時間値が 0.20mg/m ₃ を 越えた時間数 とその割合		日平均値が 0.10mg/m ₃ を 越えた日数と その割合		1時間 値の最 高値	日平均 値の2% 除外値	日平均値が 0.10mg/m ₃ を 越えた日が2日 以上連続した ことの有無	環境基準の長 期的評価によ る日平均値が 0.10mg/m ₃ を 越えた日数	環境基準	
	(時間)	(%)	(日)	(%)					長期的 評価	短期的 評価
(mg/m ₃)	(時間)	(%)	(日)	(%)	(ppm)	(ppm)	(有・無)	(日)	(達成・非達成)	
0.033	4	0.0	4	1.2	0.210	0.088	無	0	○	×

(注)「環境基準の長期的評価による日平均値が0.10mg/m³を超えた日数」とは、日平均値の高い方から2%の範囲の日平均値を除外した後の日平均値のうち、0.10mg/m³を超えた日数である。ただし、日平均値が0.10mg/m³を超えた日が2日以上連続した延べ日数のうち、2%除外当該日に入っている日数分については除外しない。

(単位：mg/m³)

年 度	H 8	H 9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	基準値
年平均値	0.046	0.043	0.040	0.033	0.035	0.035	0.030	0.034	0.031	0.033	0.10mg/m ³ 以下
基準達成	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
1時間値の 最高値	0.254	0.298	0.305	0.263	0.265	0.277	0.204	0.192	0.196	0.210	0.20mg/m ³ 以下
基準達成	×	×	×	×	×	×	×	○	○	×	

※ 浮遊粒子状物質 (Suspended Particulate Matter) の年平均値及び1時間値の最高値について、平成15～16年度は環境基準を達成していましたが、平成17年度は1時間値の最高値は環境基準値を達成することができませんでした。

③ 光化学オキシダント (Ox) の年間値及び経年変化

昼間の1時間値の 年平均値	昼間の1時間値が 0.06ppmを越えた日数 と時間数		昼間の1時間値が 0.12ppm以上の日数と 時間数		昼間の1 時間値の 最高値	昼間の日 最高1時 間値の年 平均値	環境基準 (達成・非達成)
	(ppm)	(日)	(時間)	(日)			
0.029	94	512	6	18	0.163	0.050	×

(注) 昼間とは5時から20時までの時間帯をいう。

(単位：時間、ppm)

年 度	H 8	H 9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	基準値
昼間の1時間値 が0.06ppm を越えた時間数	135	173	169	292	505	386	371	363	517	512	—
昼間の1時間値 の最高値	0.122	0.135	0.120	0.128	0.148	0.140	0.164	0.150	0.178	0.163	0.06 ppm 以下
基準達成	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	

※ 光化学オキシダント (Ox) の昼間の1時間値の最高値について、平成8年度以来継続して環境基準値を達成することができませんでした。

④-1 一酸化窒素（NO）の年間値及び経年変化

年平均値	1時間値の最高値	日平均値の年間98%値
(ppm)	(ppm)	(ppm)
0.009	0.219	0.043

(単位：ppm)

年 度	H 8	H 9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	基準値
年平均値	0.017	0.016	0.016	0.015	0.012	0.011	0.011	0.010	0.010	0.009	基準値なし
1時間値の最高値	0.447	0.250	0.258	0.274	0.221	0.303	0.232	0.208	0.254	0.219	

④-2 二酸化窒素（NO₂）の年間値及び経年変化

年 平均値	1時間値が 0.2ppmを越えた 時間とその割合		日平均値が 0.06ppmを超えた 日数とその割合		1時間 値の最 高値	日平均 値の年 間 98%値	98%値評価に よる日平均値 が0.06ppmを 超えた日数	環境基準
	(ppm)	(時間)	(%)	(日)				
0.017	0	0.0	0	0.0	0.083	0.035	0	○

(注)「98%評価値による日平均値が0.06ppmを超えた日数」とは、1年間の日平均値のうち低い方から98%の範囲にあって、かつ、0.06ppmを超えたものの日数である。

(単位：ppm)

年 度	H 8	H 9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	基準値
年平均値	0.024	0.024	0.024	0.023	0.021	0.020	0.019	0.020	0.018	0.017	0.06ppm 以下
基準達成	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
1時間値の最高値	0.089	0.101	0.102	0.093	0.084	0.107	0.086	0.073	0.074	0.083	基準値なし

※ 二酸化窒素（NO₂）の年平均値について、環境基準値を達成することができました。

④-3 窒素酸化物（NO_x）の経年変化

(単位：ppm)

年 度	H 8	H 9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	基準値
年平均値	0.041	0.040	0.040	0.038	0.033	0.031	0.030	0.029	0.028	0.026	基準値なし
1時間値の最高値	0.510	0.295	0.325	0.321	0.270	0.389	0.270	0.257	0.293	0.247	

(埼玉県青空再生課大気汚染常時監視測定結果より)

⑤-1 大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件	備考
二酸化硫黄 (SO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	昭和48年5月16日 環境庁告示 第35号
一酸化炭素 (CO)	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	昭和48年5月8日 環境庁告示 第25号
浮遊粒子状物質 (SPM)	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	
光化学オキシダント (O _x)	1時間値が0.06ppm以下であること。	
二酸化窒素 (NO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	昭和53年7月11日 環境庁告示 第38号
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。	平成9年2月4日 環境庁告示 第4号

⑤-2 評価の方法

※ 短期的評価

測定を行った日についての1時間値の1日平均値若しくは8時間平均値又は各1時間値を環境基準と比較して評価を行う。

※ 長期的評価

ア 二酸化窒素

1年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち、低い方から数えて98%目に当たる値(1日平均値の年間98%値)を環境基準と比較して評価を行う。(365日分の測定値がある場合は、低い方から数えて358日目の測定値となる。)

イ 浮遊粒子状物質、二酸化硫黄及び一酸化炭素

1年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち、高い方から数えて2%の範囲にある測定値を除外した後の最高値(1日平均値の年間2%除外値)を環境基準と比較して評価を行う。(365日分の測定値がある場合は、高い方から数えて7日分の測定値を除外した後の最高値となる。)ただし、1日平均値につき環境基準を超える日が2日以上連続した場合には非達成と評価する。

2 国設自動車排ガス測定（高倉5丁目）（平成17年度）

平成14年度より入間市高倉5丁目491番地において、国土交通省が設置した自動車排ガス測定局により常時監視を行っています。

年度	二酸化窒素 (NO ₂) (ppm)			浮遊粒子状物質 (SPM) (mg/m ³)					一酸化炭素 (CO) (ppm)				
	年平均値	日平均値の年間98%値	環境基準	年平均値	日平均値の2%除外値	2日連続の有無	環境基準		年平均値	日平均値の2%除外値	2日連続の有無	環境基準	
							長期的評価	短期的評価				長期的評価	短期的評価
H17	0.030	0.044	○	0.039	0.072	無	○	○	0.5	0.9	無	○	○
H16	0.029	0.043	○	0.045	0.088	無	○	×	0.5	0.9	無	○	○
H15	0.031	0.044	○	0.037	0.069	無	○	○	0.6	1.0	無	○	○
H14	0.031	0.044	○	0.048	0.097	有	×	×	0.7	1.3	無	○	○

（埼玉県青空再生課大気汚染常時監視測定結果より）

3 首都圏中央連絡自動車道（圏央道）自動車排ガス測定

首都圏中央連絡自動車道の開通に伴い、入間市大字小谷田668番地8に日本道路公団が設置した、自動車排ガス測定局が平成8年より市に移管され、自動車排ガスの常時監視を行なっています。

① 一酸化窒素（NO）の年間値及び経年変化

年 度		H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	環境基準
有効測定日数	日	364	364	357	364	364	365	365	364	364	—
有効測定時間	時間	8,712	8,707	8,550	8,707	8,711	8,711	8,729	8,709	8,706	—
年平均値	ppm	0.027	0.025	0.022	0.024	0.023	0.024	0.022	0.024	0.023	基準なし
日平均値の最高値	ppm	0.227	0.094	0.091	0.100	0.085	0.111	0.093	0.105	0.104	
日平均値の98%値	ppm	0.091	0.079	0.069	0.076	0.074	0.083	0.070	0.078	0.074	

② 二酸化窒素（NO₂）の年間値及び経年変化

年 度		H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	環境基準
有効測定日数	日	364	364	357	364	364	365	365	364	364	—
有効測定時間	時間	8,712	8,709	8,550	8,706	8,711	8,712	8,728	8,708	8,705	—
年平均値	ppm	0.027	0.025	0.024	0.024	0.025	0.025	0.024	0.023	0.024	0.06ppm 以下
日平均値の最高値	ppm	0.052	0.053	0.047	0.045	0.044	0.044	0.044	0.043	0.050	
日平均値が0.06ppmを超えた日数	日	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	評価	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
日平均値の98%値	ppm	0.047	0.040	0.039	0.037	0.039	0.041	0.038	0.037	0.038	
	評価	○	○	○	○	○	○	○	○	○	

※ 平成 17 年度の圏央道測定局における測定の結果は、環境基準が定められている二酸化窒素（日平均値、年平均値）の各項目について、環境基準を達成することができました。

4 主要交差点自動車排ガス測定

市内の主要な交差点において、浮遊粒子状物質（SPM）、粉じん量、一酸化窒素（NO）、二酸化窒素（NO₂）、ベンゾ（a）ピレン、ベンゼンなど呼吸器への影響や発がん性が指摘されるなど、健康への影響が懸念される物質について調査を行っています。

① 平成 17 年度各交差点の測定結果及び環境基準の達成状況

調査地点		SPM (mg/m ³)		粉じん量 μg/m ³	NO ppm	NO ₂ ppm	ベンゾ (a) ピレン ng/m ³	ベンゼン μg/m ³	備考
		平均値	最大値						
河原町交差点	数値	0.040	0.073	75	0.206	0.038	0.43	3.5	継続実施
	評価	○	○	—	—	○	—	×	
大 森交差点	数値	0.037	0.060	45	0.090	0.025	0.45	2.3	継続実施
	評価	○	○	—	—	○	—	○	
藤 沢交差点	数値	0.026	0.048	59	0.120	0.034	0.50	4.6	継続実施
	評価	○	○	—	—	○	—	×	
環境基準		0.10 mg/m ³ 以下	0.20 mg/m ³ 以下	基準なし	基準なし	1時間値 の1日平 均値 0.06ppm 以下	基準なし	3.0 μg/m ³ 以下	

（調査年月日：平成 17 年 11 月 15 日（水）～11 月 16 日（木）24 時間測定
 気象状況 風速:0.6m/s 気温:7.2℃ 湿度:93%）

※ 平成 17 年度の自動車排ガス測定の結果は、各地点とも浮遊粒子状物質及び二酸化窒素については環境基準を達成することができましたが、ベンゼンについては、河原町交差点及び藤沢交差点において環境基準である 1 年平均値 3.0 μg/m³ (=0.003mg/m³) を達成することができませんでした。

② 自動車排ガス測定の推移（平成8年度～平成17年度）

	項目	単位	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17
	風速	m/s	2.4	2.1	1.9	1.4	1.5	1.8	1.6	1.5	0.8	0.6
河原町交差点	S PM	μg/m ³	—	—	—	—	—	—	—	0.029	0.053	0.040
	粉じん量	μg/m ³	219	142	156	170	93	86	86	81	95	75
	NO	ppm	0.154	0.144	0.074	0.102	0.093	0.072	0.112	0.096	0.188	0.206
	NO ₂	ppm	0.053	0.046	0.050	0.045	0.042	0.037	0.041	0.045	0.059	0.038
	ベンゾピレン	ng/m ³	—	0.85	0.53	0.68	0.38	0.41	0.69	0.64	0.52	0.43
	ベンゼン	μg/m ³	—	—	—	—	2.4	2.2	3.1	3.7	4.4	3.5
大森交差点	S PM	μg/m ³	—	—	—	—	—	—	—	0.028	0.031	0.037
	粉じん量	μg/m ³	276	232	291	130	130	110	—	67	69	45
	NO	ppm	0.260	0.204	0.191	0.158	0.135	0.160	—	0.075	0.105	0.090
	NO ₂	ppm	0.065	0.052	0.066	0.048	0.045	0.046	—	0.041	0.047	0.025
	ベンゾピレン	ng/m ³	—	1.71	1.00	1.10	0.70	0.65	—	0.30	0.47	0.45
	ベンゼン	μg/m ³	—	—	—	—	3.3	2.2	—	2.9	3.1	2.3
南峯交差点	S PM	μg/m ³	—	—	—	—	—	—	—	0.021	0.043	—
	粉じん量	μg/m ³	—	—	—	—	59	100	86	160	180	—
	NO	ppm	0.183	0.170	0.200	0.120	0.048	0.025	0.067	0.061	0.117	—
	NO ₂	ppm	0.048	0.042	0.052	0.032	0.023	0.017	0.028	0.029	0.043	—
	ベンゾピレン	ng/m ³	—	—	—	—	0.32	1.00	0.50	0.79	0.89	—
	ベンゼン	μg/m ³	—	—	—	—	2.5	1.9	2.9	4.5	5.3	—
藤沢交差点	S PM	μg/m ³	—	—	—	—	—	—	—	0.025	0.037	0.026
	粉じん量	μg/m ³	217	128	286	84	77	110	82	94	92	59
	NO	ppm	0.125	0.117	0.079	0.112	0.089	0.103	0.118	0.107	0.109	0.120
	NO ₂	ppm	0.051	0.053	0.053	0.042	0.036	0.040	0.042	0.043	0.051	0.034
	ベンゾピレン	ng/m ³	—	0.77	0.60	0.50	0.28	0.28	0.88	0.80	0.58	0.50
	ベンゼン	μg/m ³	—	—	—	—	4.0	4.5	5.0	6.4	5.4	4.6
扇町屋交差点	S PM	μg/m ³	—	—	—	0.023	0.067	0.056	—	—	—	—
	粉じん量	μg/m ³	—	—	—	—	120	130	—	—	—	—
	NO	ppm	0.152	0.148	0.211	0.138	0.145	0.099	—	—	—	—
	NO ₂	ppm	0.040	0.048	0.062	0.042	0.042	0.039	—	—	—	—
	ベンゾピレン	ng/m ³	—	—	—	0.28	0.71	0.53	—	—	—	—
	ベンゼン	μg/m ³	—	—	—	—	3.4	2.3	—	—	—	—
上藤沢交差点	S PM	μg/m ³	—	—	—	0.031	—	0.052	0.038	0.025	0.040	—
	粉じん量	μg/m ³	—	—	—	—	68	91	64	93	120	—
	NO	ppm	—	0.125	0.076	0.090	0.046	0.062	0.079	0.077	0.136	—
	NO ₂	ppm	—	0.044	0.044	0.039	0.030	0.035	0.034	0.033	0.050	—
	ベンゾピレン	ng/m ³	—	—	—	0.45	0.49	0.44	0.69	0.50	0.84	—
	ベンゼン	μg/m ³	—	—	—	—	2.4	2.5	3.3	4.6	4.8	—

（平成14年度大森交差点工事の為未測定、また、平成14年より扇町屋交差点は高倉5丁目国設に振替）

③ 大型店舗出店に伴う自動車排ガス測定（平成14年度～平成15年度）

交差点名	項目		単位	H14	H15	環境基準
下藤沢1303地内 扇町屋配水場前	S P M	平均値	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	0.018	0.010	0.10 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下
			評価	○	○	
		最大値	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	0.038	0.035	0.20 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下
			評価	○	○	
	NO		ppm	0.049	0.016	基準なし
			評価	—	—	
	NO ₂		ppm	0.024	0.019	0.06ppm以下
			評価	○	○	
	ベンゼン		mg/m ³	3.2	2.8	3.0 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下
			評価	×	○	
下藤沢1321地内 カラオケ店前	S P M	平均値	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	0.024	0.007	0.10 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下
			評価	○	○	
		最大値	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	0.045	0.018	0.20 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下
			評価	○	○	
	NO		ppm	0.042	0.023	基準なし
			評価	—	—	
	NO ₂		ppm	0.024	0.021	0.06ppm以下
			評価	○	○	
	ベンゼン		mg/m ³	2.5	2.9	3.0 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下
			評価	○	○	

(調査年月日—H14：平成14年11月26日(火)～11月27日(水))

(調査年月日—H15：平成16年1月15日(木)～1月16日(金))

5 二酸化窒素フィルターバッチ調査

市内全域の二酸化窒素（NO₂）の濃度を把握するため、入間市を1km四方の全32ブロック分け、フィルターバッチ（トリエタノールアミンによる簡易測定器）により調査を行っています。

日平均値(単位：ppm)

調査地点	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	環境基準
No. 1 入間市新光306付近	—	—	0.016	0.018	0.009	0.018	0.018	0.06 ppm 以下
No. 2 入間市野田1585付近	—	—	0.015	0.015	0.003	0.017	0.017	
No. 3 入間市野田1247-1付近	0.026	0.030	0.015	0.015	0.007	0.020	0.018	
No. 4 入間市鍵山3-12-22付近	—	—	0.018	0.017	0.007	0.021	0.018	
No. 5 入間市春日町2-1-16付近	0.032	0.039	0.020	0.020	0.010	0.023	0.019	
No. 6 入間市野田18付近	—	—	0.014	0.015	0.006	0.017	0.017	
No. 7 入間市仏子1511付近	—	—	0.018	0.016	0.005	0.016	0.014	
No. 8 入間市牛沢町11-7付近	—	—	0.023	0.020	0.009	0.024	0.018	
No. 9 入間市豊岡3-7-22付近	—	—	0.021	0.020	0.011	0.027	0.021	
No. 10 入間市東町1-1088-47付近	0.030	0.360	0.020	0.016	0.009	0.024	0.020	
No. 11 入間市東町5-8-10付近	—	—	0.015	0.018	0.009	0.027	0.022	
No. 12 入間市寺竹1003付近	0.025	0.035	0.012	0.017	0.007	0.015	0.015	
No. 13 入間市下谷ヶ貫910-1付近	—	—	0.013	0.015	0.005	0.016	0.016	
No. 14 入間市新久813付近	0.028	0.028	0.017	0.016	0.006	0.017	0.018	
No. 15 入間市小谷田477付近	—	—	0.021	0.019	0.009	0.024	0.019	
No. 16 入間市扇台6-4-21付近	0.032	0.040	0.020	0.019	0.011	0.028	0.023	
No. 17 入間市下藤沢1314付近	—	—	0.021	0.020	0.013	0.028	0.027	
No. 18 入間市東藤沢1-12-3付近	0.034	0.040	0.011	0.019	0.011	0.031	0.025	
No. 19 入間市木蓮寺739付近	—	—	0.015	0.013	0.004	0.013	0.014	
No. 20 入間市金子中央10-4付近	—	—	0.013	0.016	0.006	0.023	0.018	
No. 21 入間市上谷ヶ貫328付近	—	—	0.014	0.017	0.005	0.020	0.017	
No. 22 入間市中神67付近	—	—	0.022	0.016	0.006	0.023	0.018	
No. 23 入間市狭山ヶ原108-2付近	—	—	0.021	0.027	0.010	0.027	0.024	
No. 24 入間市上藤沢840付近	—	—	0.019	0.019	0.011	0.030	0.024	
No. 25 入間市上藤沢42-6付近	—	—	0.019	0.018	0.008	0.029	0.023	
No. 26 入間市木蓮寺221付近	0.029	0.035	0.015	0.018	0.006	0.022	0.021	
No. 27 入間市西三ツ木427付近	—	—	0.014	0.017	0.006	0.022	0.019	
No. 28 入間市宮寺3329-2付近	0.027	0.031	0.023	0.015	0.005	0.017	0.020	
No. 29 入間市宮寺2925付近	—	—	0.022	0.023	0.009	0.030	0.024	
No. 30 入間市宮寺196付近	0.029	0.039	0.016	0.020	0.010	0.027	0.022	
No. 31 入間市宮寺1936付近	0.028	0.035	0.020	0.019	0.009	0.026	0.025	
No. 32 入間市宮寺516付近	—	—	0.019	0.020	0.010	0.025	0.022	

(調査年月日：平成17年2月21(月)～2月23日(水)48時間調査)

(市内の二酸化窒素の濃度は、環境基準の1/2～1/3程度で安定しているため、平成17年度以降は必要に応じて実施します。)

6 光化学スモッグ注意報発令状況

自動車の排出ガスや工場のばい煙などに含まれている窒素酸化物や炭化水素などが、太陽の紫外線により複雑な光化学反応を起こしてできる光化学オキシダント（酸化性物質）やアルデヒド類などがある濃度以上になると人体や植物などにいろいろな被害を与えます。これを光化学スモッグと言います。

埼玉県全体及び県南西部地区の光化学スモッグ注意報等の発令状況は、以下のとおりです。

(単位：日)

	年 度	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17
埼玉県全体	注意報	10	16	12	18	40	30	21	19	23	26
	警 報	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
県南西部地区	注意報	7	9	5	10	30	19	15	17	14	15
	警 報	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(県南西部地区とは、入間市、川越市、所沢市、飯能市、狭山市、富士見市、坂戸市、鶴ヶ島市、日高市、ふじみ野市、三芳町です)

※ 県全体（県北東部・県南東部・県南中部地区）では、21年ぶりに警報が発令されました。

発令区分	光化学スモッグ発令基準
注意報	オキシダント測定値が0.12ppm以上となったとき
警 報	オキシダント測定値が0.20ppm以上となったとき
重大緊急報	オキシダント測定値が0.40ppm以上となったとき

7 事業所等大気立入調査

入間市では埼玉県と合同で、大気汚染防止法及び埼玉県生活環境保全条例に基づき、工場・事業場から発生するばい煙・粉じん等による公害を未然に防止するため、随時立入検査を実施し、使用燃料の採取検査を行い、排出基準及び「工場・事業場に係る窒素酸化物対策指導方針」に基づき指導基準を遵守するよう指導を行っています。

(単位：件)

年 度		H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17
立入検査	事業所数	31	38	38	82	110	143	159	47	48	46
	施設数	89	158	93	151	145	154	195	105	94	82
行政措置	注 意	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	勸 告	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0
	命 令	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
適合率	(%)	100	100	100	100	100	99	100	100	100	100

※ 平成11年度から平成14年度にかけて事業所の立入検査が増加した理由は、埼玉県生活環境保全条例及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律の改正に基づき、小型焼却炉の規制が強化されたことによります。

8 建築物の解体等工事（特定粉じん排出等作業）に伴う立入調査

吹付け石綿（アスベスト）などが使用されている建築物の解体等工事（解体、石綿の除去、囲い込み、封じ込め）をする場合には、大気汚染防止法に基づき特定粉じん排出等作業実施届出が義務付けられており、埼玉県及び入間市が立入調査を実施しました。平成 17 年度の立入施設数は 13 施設でした。

9 大気中アスベスト（石綿）濃度の調査

埼玉県では県内 20 箇所において、大気中のアスベスト（石綿）濃度の調査を実施しました。入間市では国道 16 号線（高倉 5 丁目）に設置されている国設自動車排ガス測定局において調査が実施されました。測定結果では、最小値－秩父市文化体育センターの 0.11（本/リットル）、最大値－鷲宮町東コミュニティセンターの 0.66（本/リットル）となっており、入間市は 0.25（本/リットル）となっています。なお、入間市の測定結果は、参考となる基準（大気汚染防止法第 18 条の 10 で定める石綿製品製造事業所が遵守しなければならない敷地境界基準）10 本/リットルと比較すると 1/40 以下となっています。

（単位：本/リットル）

測定地域種別	市町村名	測定場所	測定日	測定結果	参考の基準
住宅地域	熊谷市	久下出張所	H17. 12. 19～21	0.24	10
住宅地域	秩父市	文化体育センター	H17. 12. 15～17	0.11	
住宅地域	飯能市	市役所	H17. 12. 12～14	0.33	
住宅地域	本庄市	児玉総合支所	H17. 12. 19～21	0.31	
住宅地域	春日部市	市役所	H17. 12. 20～22	0.27	
住宅地域	羽生市	市役所	H17. 12. 13～15	0.19	
住宅地域	深谷市	幡羅公民館	H17. 12. 19～21	0.20	
住宅地域	鶴ヶ島市	北公民館	H17. 12. 12～14	0.28	
住宅地域	小川町	総合福祉センター	H17. 12. 15～17	0.16	
住宅地域	鷲宮町	東コミュニティセンター	H18. 1. 23～26	0.66	
道路沿線地域	草加市	花栗自動車排ガス測定局	H17. 12. 20～22	0.41	
道路沿線地域	戸田市	美女木自動車排ガス測定局	H17. 12. 20～22	0.37	
道路沿線地域	入間市	入間国設自動車排ガス測定局	H17. 12. 12～14	0.25	
その他の地域	久喜市	久喜菖蒲公園	H17. 12. 13～15	0.21	
その他の地域	八潮市	西袋排水機場	H17. 12. 20～22	0.29	
その他の地域	滑川町	文化スポーツセンター	H17. 12. 15～17	0.20	
その他の地域	吉見町	越中公園	H17. 12. 20～22	0.14	
その他の地域	上尾市	北部浄水場	H17. 12. 13～15	0.25	
その他の地域	三芳町	清掃センター	H17. 12. 20～22	0.23	
その他の地域	騎西町	埼玉県環境科学国際センター	H18. 1. 16～18	0.22	
			平均値	0.27	

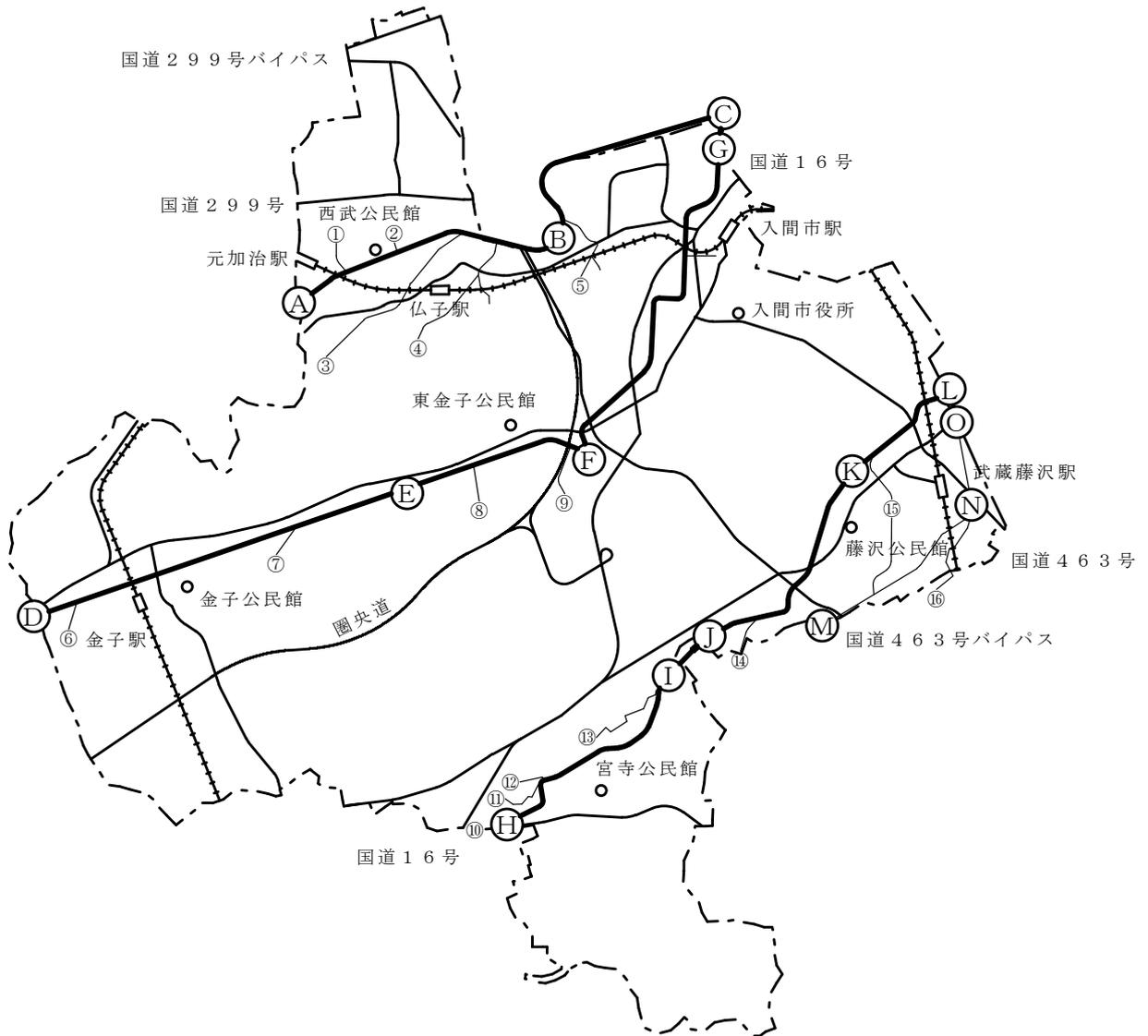
※ 1 地点ごとに 2 ヶ所、連続する 3 日間で試料採取を実施（1 地点ごとに 2 ヶ所×3 日間＝6 検体）。

第3節 水質について

1 主要河川水質調査（入間川、霞川、不老川）

入間市を流れる入間川、霞川、不老川及びこれらの河川に流入する河川等の水質汚濁状況を把握し、今後の環境保全及び浄化対策の基礎資料とするため河川水質調査を定期的に行っています。

① 平成17年度河川水質調査地点



② 水質調査結果及び推移（平成 8 年度～平成 17 年度）

②-1 入間川の水質結果

入間川	年 度	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	
A 上 橋	p H	—	7.4	7.8	7.5	7.4	7.7	7.3	7.6	7.5	7.6	7.9
	BOD	mg/l	1.9	1.3	2.0	1.5	1.5	0.8	0.9	0.7	0.7	1.5
	COD	mg/l	4.6	3.1	2.4	2.2	2.8	1.7	1.6	2.0	2.5	2.9
	S S	mg/l	4	2	2	5	1	3	2	3	2	2
	D O	mg/l	10	10	11	11	11	10	10	11	10	10
	MBAS	mg/l	<0.1	<0.1	0.02	0.03	0.03	0.02	0.02	—	0.02	0.02
	流量	m ³ /s	1.50	3.10	2.10	5.20	1.70	4.50	2.20	—	2.40	1.50
B 鍵山 浄水場 付近	p H	—	7.6	7.9	7.8	7.6	8.0	7.6	7.9	7.7	—	—
	BOD	mg/l	2.1	2.5	2.2	1.7	1.7	0.8	1.0	0.9	—	—
	COD	mg/l	6.0	3.7	3.0	2.5	3.3	1.9	1.7	1.9	—	—
	S S	mg/l	4	3	3	7	2	3	1	2	—	—
	D O	mg/l	11	10	12	11	12	9.7	11	11	—	—
	MBAS	mg/l	0.10	0.10	0.02	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	—	—
	流量	m ³ /s	—	—	—	—	1.90	5.20	2.50	2.50	—	—
C 狭山 市境	p H	—	7.7	7.9	7.5	7.5	7.7	7.6	7.8	7.6	7.9	8.4
	BOD	mg/l	1.9	1.3	1.9	1.7	1.4	0.9	1.0	0.8	1.0	1.9
	COD	mg/l	5.1	3.2	2.7	2.6	2.3	2.0	1.7	1.7	2.6	3.7
	S S	mg/l	4	3	4	9	3	4	2	3	3	5
	D O	mg/l	11	11	11	11	11	10	10	11	11	13
	MBAS	mg/l	0.10	0.10	0.02	0.03	0.03	0.02	0.02	—	0.03	0.02
	流量	m ³ /s	1.19	3.16	2.10	5.10	0.86	5.70	2.30	—	2.70	—

（入間川の水質については、3地点とも同様の傾向にあることから、平成 16 年度より中間点である B 鍵山浄水場付近での調査は、必要に応じて実施します。）

②-2 霞川の水質結果

霞川	年度	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	
D 青梅市境	pH	—	7.8	8.0	7.6	7.6	7.7	7.5	7.6	7.6	7.6	7.8
	BOD	mg/l	3.5	1.5	1.7	2.0	1.6	2.9	1.4	1.6	1.7	1.2
	COD	mg/l	5.4	3.5	2.5	2.9	3.1	4.0	2.3	2.6	3.4	3.2
	SS	mg/l	3	3	3	4	4	7	3	3	7	8
	DO	mg/l	11	11	11	11	11	11	11	11	11	9.9
	MBAS	mg/l	<0.1	<0.1	0.02	0.03	0.03	0.02	0.02	—	<0.02	0.04
	流量	m ³ /s	0.08	0.15	0.09	0.27	0.10	0.21	0.09	—	0.10	0.04
E 大六天橋	pH	—	—	—	—	—	7.7	7.6	7.8	—	—	—
	BOD	mg/l	—	—	—	—	4.6	2.5	3.0	—	—	—
	COD	mg/l	—	—	—	—	6.3	4.0	5.0	—	—	—
	SS	mg/l	—	—	—	—	7	15	7	—	—	—
	DO	mg/l	—	—	—	—	10	11	11	—	—	—
	MBAS	mg/l	—	—	—	—	0.17	0.11	0.11	—	—	—
	流量	m ³ /s	—	—	—	—	0.21	0.31	0.18	—	—	—
F いるま野農協東金子支店裏	pH	—	7.6	7.7	7.6	7.3	7.5	7.8	—	—	7.6	7.8
	BOD	mg/l	11	9.3	12	12	5.8	4.1	—	—	4.2	6.4
	COD	mg/l	14	11	13	8.7	8.9	5.2	—	—	6.1	7.9
	SS	mg/l	11	18	17	9	10	10	—	—	7	8
	DO	mg/l	8.3	8.1	9.1	9.7	10	10	—	—	10	10
	MBAS	mg/l	0.20	0.40	0.07	0.12	0.16	0.03	—	—	0.10	0.10
	流量	m ³ /s	—	—	—	—	0.25	0.37	—	—	0.27	—
G 万年橋	pH	—	7.6	7.8	7.5	7.6	7.7	7.6	7.8	7.6	7.6	8.1
	BOD	mg/l	8.5	5.6	6.3	6.3	3.7	2.4	2.0	1.9	1.8	2.1
	COD	mg/l	12	7.4	7.4	5.6	6.7	4.3	4.5	4.8	4.6	5.5
	SS	mg/l	12	10	12	5	6	6	4	6	5	8
	DO	mg/l	9.6	9.6	9.8	9.7	9.9	9.7	10	10	10	9.3
	MBAS	mg/l	0.10	0.20	0.04	0.06	0.10	0.07	0.04	0.06	0.04	0.15
	流量	m ³ /s	0.28	0.37	0.26	0.51	0.34	0.44	0.21	0.20	0.22	—

(㊟工業団地吐口からの排水の影響を考慮して、平成16年度以降は、Fいるま野農協東金子支店裏において継続的に調査を実施します。)

②-3 不老川の水質結果

不老川	年 度		H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17
H 瑞穂 町境	p H	—	7.9	7.6	6.8	7.2	7.1	6.9	6.9	6.9	7.1	7.0
	BOD	mg/l	14	12	25	17	11	10	4.1	4.1	18	7.0
	COD	mg/l	16	13	16	12	13	12	7.6	8.6	18	9.9
	S S	mg/l	14	12	11	11	9	10	18	15	15	4
	D O	mg/l	10	8.5	7.3	9.4	7.5	6.4	7.2	7.2	6.3	8.9
	MBAS	mg/l	0.10	0.40	0.89	0.75	0.30	0.37	0.16	—	0.21	0.07
	流量	m3/s	0.02	0.01	0.07	0.12	0.05	0.06	0.05	—	0.09	—
J 中間点 H16~ 金井沢橋	p H	—	7.4	7.4	7.0	7.1	7.2	6.8	6.9	6.7	7.0	7.0
	BOD	mg/l	12	7.8	6.3	5.3	5.0	3.7	3.9	2.9	3.4	4.4
	COD	mg/l	15	9.2	7.3	6.6	8.2	6.0	5.7	5.8	—	7.10
	S S	mg/l	11	6	7	21	11	4	3	3	3	3
	D O	mg/l	8.5	7.6	8.3	10	8.6	8.2	9.7	8.1	8.6	8.6
	MBAS	mg/l	0.30	0.30	0.09	0.13	0.17	0.22	0.11	—	—	—
	流量	m3/s	0.10	0.11	0.26	0.45	0.20	0.29	0.28	—	0.30	0.12
K 上林川 合流点前	p H	—	—	—	—	—	—	—	—	—	7.7	7.7
	BOD	mg/l	—	—	—	—	—	—	—	—	2.4	4.6
	COD	mg/l	—	—	—	—	—	—	—	—	5.3	8.0
	S S	mg/l	—	—	—	—	—	—	—	—	4	5
	D O	mg/l	—	—	—	—	—	—	—	—	11	10
	MBAS	mg/l	—	—	—	—	—	—	—	—	0.05	0.06
	流量	m3/s	—	—	—	—	—	—	—	—	0.44	—
L 狭山 市境	p H	—	7.6	7.8	7.4	7.5	7.5	7.1	7.2	7.8	7.4	7.5
	BOD	mg/l	9.4	5.7	5.2	5.0	3.7	2.4	2.4	2.8	3.8	24
	COD	mg/l	13	7.6	6.3	5.8	6.4	4.9	4.8	7.1	—	—
	S S	mg/l	6	7	6	7	5	10	3	9	3	10
	D O	mg/l	10	9.4	10	11	11	10	11	9.5	9.5	9.4
	MBAS	mg/l	0.10	0.20	0.04	0.05	0.06	0.04	0.05	0.14	—	—
	流量	m3/s	0.19	0.21	0.51	0.86	0.21	0.50	0.42	0.43	—	—

(平成16年度以降J中間点は、所沢市金井沢橋のデータ年12回平均値によるものです。)

②-4 林川の水質結果

林 川	年 度	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	
M 所沢 市境	p H	—	7.7	7.8	7.5	7.5	7.7	7.4	8.1	8.0	7.3	7.6
	BOD	mg/l	29	9.6	8.1	12	10	6.7	5.8	5.4	6.6	10
	COD	mg/l	24	12	9.3	11	17	8.4	8.9	8.7	—	—
	S S	mg/l	17	7	9	12	11	4	4	4	4	7
	D O	mg/l	9.4	8.3	7.8	8.1	9.7	9.0	12	9.5	—	—
	MBAS	mg/l	0.80	0.40	0.07	1.10	0.68	0.62	0.25	—	—	—
	流量	m3/s	0.02	0.02	0.05	0.06	0.04	0.06	0.03	—	0.02	0.03
N 林川 中間点 角栄橋	p H	—	7.1	7.3	7.3	—	—	—	—	—	7.3	7.4
	BOD	mg/l	120	95	38	—	—	—	—	—	19	26
	COD	mg/l	58	46	31	—	—	—	—	—	21	25
	S S	mg/l	63	78	21	—	—	—	—	—	8	12
	D O	mg/l	3.4	3.5	3.7	—	—	—	—	—	3.8	4.0
	MBAS	mg/l	5.6	7.0	0.06	—	—	—	—	—	1.20	0.13
	流量	m3/s	0.10	0.07	0.08	—	—	—	—	—	0.02	—
O 狭山 市境	p H	—	7.2	7.3	7.3	7.8	7.3	7.3	7.4	7.5	7.5	7.6
	BOD	mg/l	130	62	28	54	21	7.7	15	15	18	17
	COD	mg/l	72	38	26	39	34	12	18	17	19	20
	S S	mg/l	100	75	18	63	45	4	11	8	10	8
	D O	mg/l	1.4	1.8	2.3	2.8	3.2	4.9	4.3	3.6	4.2	7.0
	MBAS	mg/l	5.00	6.60	0.77	3.70	1.30	0.60	1.40	—	0.55	0.11
	流量	m3/s	0.12	0.11	0.08	0.08	0.05	0.03	0.04	—	0.02	—

(平成16年度以降M所沢市境は、所沢市こすず橋のデータ年4回平均値によるものです。)

③ 不老川清流ルネッサンスⅡモニタリング計画に基づく調査

不老川 I 大森調節池上流 水質調査 (平成 17 年度)

項 目	単位	調査年月日												年12回 平均値
		4/20	5/18	6/14	7/20	8/22	9/15	10/11	11/14	12/13	1/17	2/14	3/8	
採水時刻		9:25	9:45	9:15	9:20	9:35	9:30	10:00	9:50	9:40	10:00	9:35	9:40	—
pH		7.5	7.9	7.5	7.4	7.4	7.1	7.2	7.6	7.6	7.4	7.7	7.6	7.5
BOD	(mg/l)	13	5.1	9.5	4.7	2.1	0.6	3.1	3.0	7.6	9.9	7.7	7.6	6.2
COD	(mg/l)	9.0	11	9.9	5.1	3.0	2.4	4.9	3.6	6.5	17	15	12	8.3
SS	(mg/l)	4	5	1	2	2	2	6	1	5	4	4	4	3
DO	(mg/l)	6.6	9.5	7.5	11	9.7	9.1	8.7	9.5	8.5	7.9	7.9	9.6	8.8
大腸菌群数	(MPN/100ml)	1.3× 10 ⁵	4.9× 10 ⁵	1.3× 10 ⁵	3.3× 10 ⁵	2.4× 10 ⁵	3.3× 10 ⁶	4.9× 10 ⁵	7.9× 10 ⁴	3.3× 10 ⁴	2.8× 10 ⁵	4.9× 10 ⁴	4.9 ×10 ⁵	5.0× 10 ⁵
nヘキサン 抽出物質	(mg/l)	<1	1	<1	<1	<1	<1	1	<1	<1	1	2	<1	1
全窒素	(mg/l)	7.5	10	6.6	6.7	11	4.8	7.9	9.1	8.5	13	17	11	9.4
全りん	(mg/l)	0.91	1.1	0.97	0.91	0.22	0.80	0.29	0.27	0.60	1.7	1.6	0.80	0.85
MBAS	(mg/l)	0.12	0.01	0.07	0.04	0.08	0.03	0.07	0.09	0.06	0.07	0.20	0.20	0.09
カドミウム	(mg/l)	—	<0.001	—	—	<0.001	—	—	<0.001	—	—	<0.001	—	—
全シアン	(mg/l)	—	不検出	—	—									
鉛	(mg/l)	—	<0.001	—	—	<0.001	—	—	<0.001	—	—	<0.001	—	—
六価クロム	(mg/l)	—	<0.005	—	—	<0.005	—	—	<0.005	—	—	<0.005	—	—
砒素	(mg/l)	—	<0.001	—	—	<0.001	—	—	<0.001	—	—	<0.001	—	—
総水銀	(mg/l)	—	<0.0005	—	—	<0.0005	—	—	<0.0005	—	—	<0.0005	—	—
アンモニア性窒素	(mg/l)	—	6.1	—	—	0.67	—	—	0.48	—	—	11	—	—
亜硝酸性窒素	(mg/l)	—	0.51	—	—	0.38	—	—	0.75	—	—	0.18	—	—
硝酸性窒素	(mg/l)	—	1.9	—	—	9.2	—	—	7.4	—	—	2.8	—	—
流 量	(m ³ /s)	0.036	0.023	0.022	0.11	0.24	0.49	0.22	0.12	0.040	0.014	0.010	0.050	0.11
気 温	(℃)	9.4	23.9	20.4	24.3	30.8	24.8	18.2	12.8	12.3	9.2	8.2	12.6	17.2
水 温	(℃)	13.7	18.8	20.1	19.8	22.0	19.5	19.3	16.9	8.7	8.5	5.2	12.0	15.4
透 視 度	(度)	50以上	50以上	50以上	50以上	50以上	50以上	47	50以上	50以上	43	50以上	39	—
外 観		透明	微濁	—										
色 相		微黄色	無色	無色	無色	無色	無色	微白色	無色	無色	微白色	無色	微白色	—
臭 気		無臭	微下水臭	微下水臭	無臭	—								

2 準用河川・水路・排水管水質調査

入間川、霞川、不老川に流入する河川及び排水管の水質汚濁の状況を把握するため、各流入河川等の水質調査を行っています。

① 入間川への流入河川BOD値の推移

(mg/l)

年 度	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17
①藤田堀	9.1	7.2	9.5	10	9.4	7.0	4.5	6.8	5.9	4.9
②中橋上流水路	—	—	—	—	—	—	—	—	4.6	4.8
③大沢川	29	19	17	16	18	7.4	33	14	19	21
④前堀川	8.0	7.0	6.7	4.5	3.8	2.5	3.0	2.1	1.9	1.5
⑤秋津川	2.6	5.5	4.0	3.9	2.7	1.6	1.5	—	1.9	1.9

(②中橋上流水路は、平成16年度より調査地点に追加しました。)

② 霞川への流入河川及び排水管BOD値の推移

(mg/l)

年 度	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17
⑥八幡堀	4.1	3.6	3.0	9.2	4.6	2.4	5.3	—	3.9	5.9
⑦久保堀	—	—	—	—	17	23	13	16	19	52
⑧工業団地吐口①	—	—	—	—	—	45	58	—	—	—
⑨工業団地吐口②	—	—	—	41	24	12	13	57	20	23

(⑧工業団地吐口①は、平成15年度の調査時点で排水がないため以降中止としました。)

③ 不老川への流入河川及び排水管BOD値の推移

(mg/l)

年 度	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17
⑩瑞穂町道路側溝	150	183	331	20	52	19	224	153	40	22
⑪清水川	16	27	11	10	4.9	4.6	4.5	7.7	4.2	18
⑫東野高校雨水管	91	69	32	13	35	24	18	—	—	—
⑬中島川	37	14	9.0	18	13	14	8.0	8.7	9.9	11
⑭谷 川	8.7	3.8	6.3	6.0	5.2	4.1	4.6	2.7	5.6	3.9
⑮上林川	27	16	12	15	8.6	3.3	5.6	—	4.2	5.9
⑯樽井戸川	—	—	—	50	46	34	20	39	25	38

(⑫東野高校雨水管は、平成15年度の調査時点で排水なし以降中止。⑯樽井戸川の平成16年度以降のデータは所沢市の調査によるものです。)

3 不老川 24時間水質調査

入間市内を流れる河川の中で、最も水質の状況が良くない不老川について、時間帯における汚濁状況を把握するため、24時間調査を行っています。

① 不老川瑞穂町境（起点）（平成15年度）

地点名	G地点 不老川 起点							
項目	水温 (°C)	pH	BOD (mg/l)	COD (mg/l)	SS (mg/l)	DO (mg/l)	流量 (m ³ /s)	BOD 負荷量 (kg/日)
9:00	13.6	6.5	8.7	8.1	8	7.8	0.13	97.7
10:00	13.8	6.4	27	18	10	9.8	0.09	219.3
11:00	14.9	6.6	7.2	6.7	3	9.3	0.12	74.6
12:00	16.3	6.6	5.9	5.1	8	9.6	0.12	61.2
13:00	15.0	6.6	2.6	6.5	1	13	0.08	18.2
14:00	15.2	6.4	3.4	3.4	1	12	0.08	22.6
15:00	14.8	6.4	24	23	6	9.0	0.08	157.6
16:00	14.2	6.4	37	35	8	6.3	0.07	217.4
17:00	13.2	6.3	12	12	3	5.0	0.10	103.7
18:00	13.1	6.3	2.9	2.9	1	4.6	0.06	16.0
19:00	13.7	6.4	2.9	2.8	1	5.5	0.07	17.5
20:00	13.2	6.3	6.6	5.2	4	4.9	0.11	62.7
21:00	13.1	6.4	5.9	7.8	23	5.4	0.09	46.9
22:00	12.5	6.6	7.2	4.6	2	5.4	0.07	40.4
23:00	12.1	6.6	3.6	3.4	1	5.8	0.07	22.1
0:00	12.1	6.8	2.5	3.0	2	5.9	0.08	16.2
1:00	12.3	6.7	3.0	2.8	1	5.8	0.07	17.6
2:00	12.2	6.5	1.3	1.9	1	6.5	0.05	6.0
3:00	12.6	6.5	5.2	6.2	5	5.6	0.11	49.4
4:00	12.0	7.1	1.5	1.9	1	6.4	0.06	7.9
5:00	12.0	6.7	1.4	2.5	1	6.7	0.07	8.0
6:00	12.0	6.7	0.8	1.7	1	6.1	0.06	4.2
7:00	11.8	6.9	1.8	3.5	6	6.0	0.11	17.1
8:00	13.2	6.7	3.6	3.4	4	6.5	0.11	34.2
平均	13.3	6.6	7.4	7.1	4	7.0	0.09	55.8

② 不老川狭山市境（終点）

地点名	I 地点 不老川 狭山市境							
	水温 (°C)	pH	BOD (mg/l)	COD (mg/l)	SS (mg/l)	DO (mg/l)	流量 (m ³ /s)	BOD 負荷量 (kg/日)
9:00	11.1	6.9	1.1	3.2	5	11	0.41	39.0
10:00	11.1	7.1	1.1	2.6	5	11	0.43	40.9
11:00	12.8	7.1	1.6	3.3	6	11	0.46	63.6
12:00	12.0	7.2	1.4	3.8	4	10	0.45	54.4
13:00	13.0	7.0	2.2	4.5	5	10	0.47	89.3
14:00	13.0	7.3	2.2	4.0	5	10	0.45	85.5
15:00	13.1	7.1	1.8	4.3	5	9.8	0.44	68.4
16:00	12.0	7.2	1.5	1.6	4	10	0.44	57.0
17:00	11.8	7.3	1.7	4.4	4	10	0.43	63.2
18:00	11.0	7.3	1.5	3.4	3	10	0.45	58.3
19:00	10.5	7.3	1.8	3.5	3	9.7	0.42	65.3
20:00	10.5	7.2	2.5	4.6	3	10	0.44	95.0
21:00	11.0	7.3	1.6	3.5	3	10	0.45	62.2
22:00	10.8	7.2	1.3	3.4	3	10	0.47	52.8
23:00	10.5	7.1	1.5	3.4	3	10	0.44	57.0
0:00	9.9	7.2	2.8	3.1	2	10	0.43	104.0
1:00	10.0	7.1	1.7	3.2	2	10	0.45	66.1
2:00	10.0	7.1	1.3	3.2	3	10	0.44	49.4
3:00	9.5	7.2	1.2	2.6	2	10	0.42	43.5
4:00	10.0	7.0	0.7	2.4	2	11	0.41	24.8
5:00	9.8	7.2	0.8	2.3	2	11	0.42	29.0
6:00	9.0	7.1	0.7	2.3	2	11	0.45	27.2
7:00	9.9	7.1	0.9	2.2	3	11	0.40	31.1
8:00	10.2	7.1	0.9	2.9	5	11	0.41	31.9
平均	10.9	7.2	1.5	3.2	4	10	0.44	56.6

（調査年月日：平成 15 年 12 月 17 日（水）～18 日（木））

（時間帯別における水質汚濁の状況は、毎年度とも同様な傾向と判断されるため、平成 16 年度以降は必要に応じて実施します。）

4 河川生息生物調査

入間市を流れる入間川、霞川、不老川に生息する底生動物と付着藻類の現況を把握し、水質及び河川環境の監視のため、河川生物調査を行っています。

① 底生動物の生息状況

門	綱	目	入間川		霞川		不老川	
			上橋	狭山市境	青梅市境	万年橋	瑞穂町境	狭山市境
扁形動物門	ウスムシ綱	ウスムシ目		1科1種	1科1種			
軟体動物門	マキガイ綱	モリアガイ目			1科1種		1科1種	1科1種
環形動物門	ミス綱	ナガミス目	1科1種				1科1種	1科2種
	ヒル綱	イビル目		1科1種	1科1種	1科1種	2科2種	2科3種
節足動物門	甲殻綱	ワジムシ目			1科1種	1科1種	1科1種	1科1種
		ヨコヒ目						1科1種
		エビ目						1科1種
	昆虫綱	カゲロウ目	5科11種	5科14種	1科2種	1科1種	1科2種	1科2種
		カゲラ目	2科2種	2科2種				
		コチュウ目	1科1種					
		ハエ目	4科7種	3科6種	3科5種	1科4種	2科7種	1科4種
	トビケラ目	3科6種	2科4種	2科4種	1科1種		2科2種	
合計			16科28種	14科28種	10科15種	5科8種	9科15種	10科16種
確認個体数			254	269	540	25	725	582

(上記一覧表は平成14年度の結果です。平成15年度以降は必要に応じて実施します。)

② 付着藻類の生息状況

(単位：種)

調査地点	入間川		霞川		不老川		合計
	上橋	狭山市境	青梅市境	万年橋	瑞穂町境	狭山市境	
藍藻綱	2	2		2			6
珪藻綱	24	30	39	26	16	21	156
緑藻綱			1	3	1	1	6
合計	26	32	40	31	17	22	168
細胞数	72,990	9,784	3,097	165,673	155	330	252,029

(上記一覧表は平成14年度の結果です。平成15年度以降は必要に応じて実施します。)

5 地下水汚染（有機塩素系溶剤）調査

平成 10 年度より有機塩素系溶剤による地下水の汚染状況を把握するため、トリクロロエチレン等の調査を行っています。

(単位：件)

年 度		H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	環境基準
トリクロロエチレン	調 査 数	29	10	8	8	8	8	7	6	0.03mg/l以下
	基準値超過数	0	0	0	0	0	0	0	0	
テトラクロロエチレン	調 査 数	29	11	11	8	8	8	7	6	0.01mg/l以下
	基準値超過数	4	4	4	6	5	5	6	2	

※ 市内各地において、テトラクロロエチレンの環境基準を上回った地下水が確認されており、また、トリクロロエチレンについても環境基準値以下ですが検出されているため、今後も継続的に追跡調査を行っていきます。なお、平成 17 年度基準値超過箇所は、豊岡地区 2 箇所です。

6 地下水汚染（農薬）調査

農薬による地下水汚染の状況を把握するため、殺菌剤、殺虫剤等の調査を行っています。

(単位：箇所)

調査項目	薬 品 名	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16
殺菌剤	クロタロニル		6								
	フルトラニル	6		6		6					
	フェニトロチオン				6						
	チウラム						2	2		4	4
	ペンシクロン						2	2			
	トルクロホスメチル								4		
殺虫剤	ダイアジノン	6	6	6		6	2	4	2	2	2
	フルトラニル				6						
	クロルピリホスメチル						2				
	ピリダフェンチオン								2		
	イソキサチオン									2	2
除草剤	シマジン	6	6								
	テルブカルブ			6		6					
	メコプロップ				6						
	ペンディメタリン						2	2	2	2	2
	プロピザミド						2	2	2	2	2

※ 平成 7 年度～平成 16 年度まで各項目の調査の結果、環境基準を超えた検体は検出されません。
(農薬による地下水汚濁の状況は、基準を超えた地点がないため、平成 17 年度以降は必要に応じて実施します。)

7 工業団地排水調査

事業所排水の水質を把握するため、入間市と武蔵工業団地連絡会との合同で、工業団地内の事業所排水の水質調査を行っています。

(単位：件)

年 度		H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	環境基準
調査件数	事業所	35	36	37	32	24	20	16	12	9	8	
	検体数	36	38	38	34	26	22	16	13	9	8	
不適事項	p H	1	0	1	0	0	1	1	0	0	0	5.8～8.6
	適合率	97	100	97	100	100	95	94	100	100	100	
	BOD	1	1	2	1	0	0	0	3	2	1	25mg/1以下 (20mg/1)
	適合率	97	97	95	97	100	100	100	77	78	88	
	その他	2	0	3	3	0	0	0	0	0	0	—
	適合率	94	100	92	91	100	100	100	100	100	100	

※ 平成 17 年度については、BOD の不適合が 1 検体ありました。

8 事業所等水質立入調査

入間市では市単独及び埼玉県と合同で、水質汚濁防止法及び埼玉県生活環境保全条例に基づき、工場・事業場からの排水による公害を未然に防止するため、随時立入検査を実施し、排水基準を遵守するよう指導しています。

① 入間市単独立入調査

(単位：件)

年 度		H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	環境基準
調査件数	事業所	26	29	29	30	28	27	22	10	18	15	
	検体数	28	30	31	31	29	27	22	10	18	15	
不適事項	p H	1	0	1	0	0	1	1	1	3	1	5.8～8.6
	適合率	96	100	97	100	100	96	95	90	83	93	
	BOD	3	3	5	6	2	1	3	2	7	3	25mg/1以下 (20mg/1)
	適合率	89	90	84	81	93	96	86	80	61	80	
	S S	0	2	1	2	1	1	0	2	4	1	60mg/1以下 (50mg/1)
	適合率	100	93	97	94	97	96	100	80	78	93	

※ 平成 17 年度の不適事項は、15 事業所中 4 事業所で、飲食店が 2 事業所、旅館業が 2 事業所となっております。

なお、不適事項の事業所は、平成 14 年 4 月 1 日（経過措置 3 年間：平成 17 年 3 月 31 日まで）より、水質汚濁防止法第 3 条第 3 項の規定に基づき、「排水基準を定める条例（いわゆる上乘せ条例）」及び「埼玉県生活環境保全条例」が施行されたことによるもので、現在、改善の指導を行っています。

② 埼玉県、入間市合同立入調査

(単位：件)

年 度		H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17
立入検査	事業所	96	111	102	110	76	95	98	68	134	77
	検体数	—	104	76	78	71	76	94	73	70	59
行政措置	注 意	8	9	4	5	6	3	4	5	7	4
	勸 告	3	1	0	1	2	0	0	0	0	1
	命 令	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
適合率	(%)	89	90	95	92	89	96	96	93	90	92

※ 平成 17 年度行政措置における「注意」は、pH 基準値違反が 2 件、BOD 基準値違反が 1 件、ノルマルヘキサン抽出物質基準値違反が 1 件で、「勧告」は、BOD 基準値違反が 1 件で合計 5 件となっています。基準値違反の事業所へは、埼玉県が改善の指導を行っています。

第4節 騒音・振動について

1 自動車交通騒音及び交通量調査

主要道路における自動車交通騒音を把握するために、自動車交通騒音及び交通量調査を実施しています。

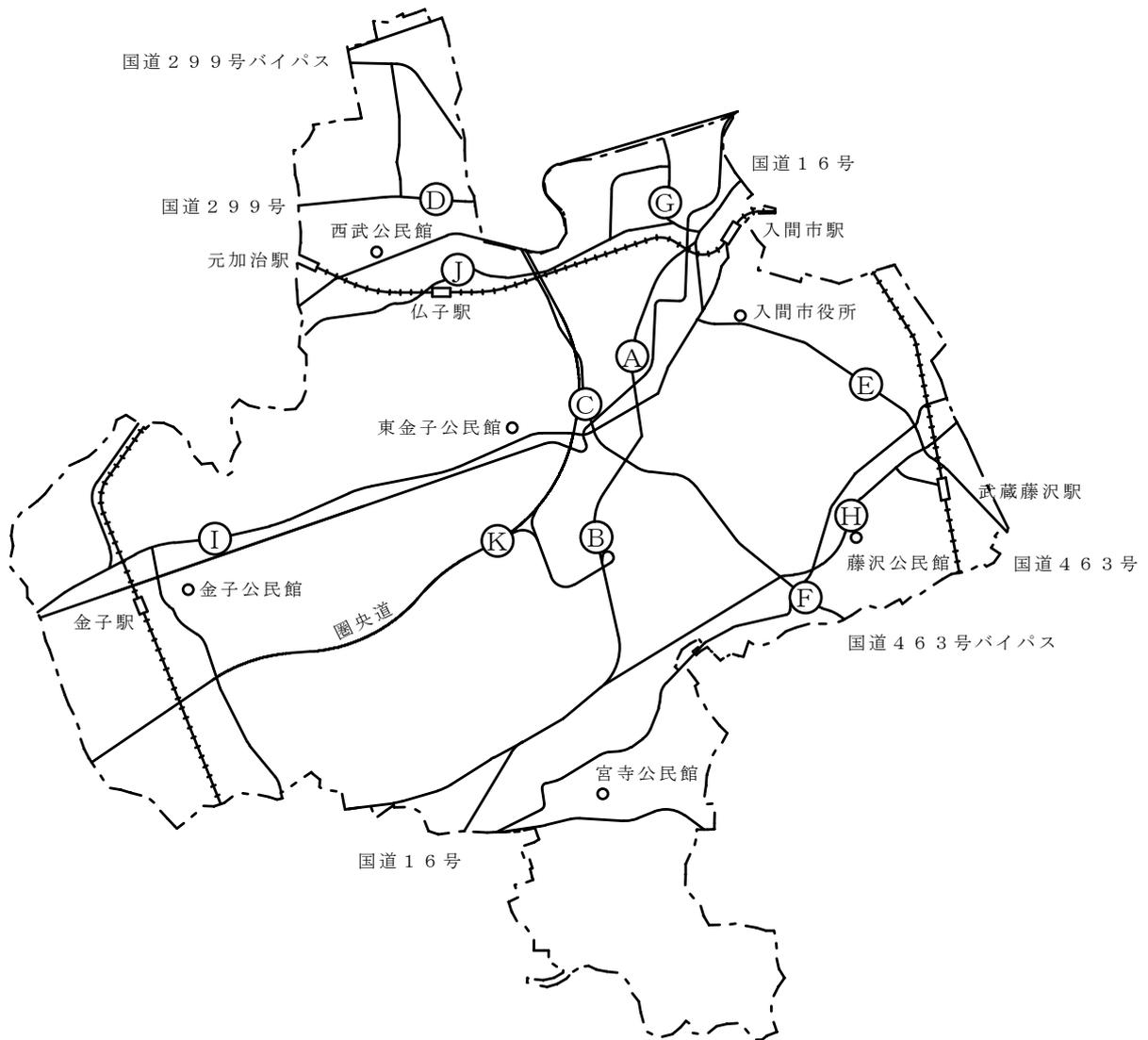
① 平成17年度自動車交通騒音調査の測定結果及び環境基準等の達成状況

No	調査地点	昼 間			夜 間		
		測定値 dB	環境基準 70dB以下	要請限度 75dB以下	測定値 dB	環境基準 65dB以下	要請限度 70dB以下
A	国道16号 (高倉4丁目製茶工場前)	73	×	○	72	×	×
C	国道299号バイパス (小谷田3丁目)	76	×	×	74	×	×
E	国道463前 (東町6丁目)	68	○	○	67	×	○
G	国道407号 (黒須郵便局前)	72	×	○	72	×	×

(調査年月日：平成17年11月15日(火)～11月16日(水)24時間)

※ 自動車による交通騒音については、すべての調査地点において環境基準を超過しており、引き続き監視を行っていきます。

② 自動車交通騒音及び交通量調査箇所位置



※B地点の調査位置は（～H9 消防署前）、(H10 工業団地入口交差点南側)、(H11 中央公園北側) です。

③ 自動車交通騒音の推移（平成8年度～平成17年度）

（単位：dB）

年 度		H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	環境 基準	要請 限度	
A	国道16号 (高倉4丁目製茶工場前)	昼間	73	73	73	77	78	78	71	71	72	73	70	75
		夜間	71	70	70	78	78	78	71	70	71	72	65	70
B	国道16号 (中央公園前)	昼間	75	75	73	76	76	77	77	73	71	—	70	75
		夜間	74	74	71	77	77	77	78	73	72	—	65	70
C	国道299号バイパス (小谷田3丁目)	昼間	—	—	—	64	74	74	75	74	74	76	70	75
		夜間	—	—	—	63	73	73	74	73	73	74	65	70
D	国道299号 (プロパンガス店前)	昼間	68	68	70	73	74	73	74	73	72	—	70	75
		夜間	56	57	59	70	72	71	71	71	71	—	65	70
E	国道463号 (東町6丁目)	昼間	67	64	63	68	69	68	69	69	68	68	70	75
		夜間	58	51	51	67	67	69	68	67	66	67	65	70
F	国道463号バイパス (げんき橋前)	昼間	—	67	65	69	68	68	69	69	69	—	70	75
		夜間	—	60	58	66	65	66	67	66	67	—	65	70
G	国道407号 (黒須郵便局前)	昼間	71	69	69	74	74	74	73	71	72	72	70	75
		夜間	65	63	64	73	74	74	72	71	72	72	65	70
H	県道川越・入間線 (藤沢支所前)	昼間	68	67	70	71	73	72	72	72	71	—	70	75
		夜間	56	56	57	69	71	70	71	70	69	—	65	70
I	県道青梅・入間線 (JA金子支店前)	昼間	64	64	67	72	73	72	—	71	71	—	70	75
		夜間	43	44	50	66	67	67	—	65	66	—	65	70
J	県道富岡・入間線 (西武図書館前)	昼間	62	62	59	66	67	66	66	66	66	—	70	75
		夜間	48	46	45	63	63	62	62	62	62	—	65	70
K	圏央道 (リサイクルプラザ前)	昼間	—	—	—	69	70	69	71	71	71	—	70	75
		夜間	—	—	—	62	64	63	65	65	65	—	65	70
L	下藤沢1303地内 (扇町屋配水場前)	昼間	—	—	—	—	—	—	65	65	—	—	65	75
		夜間	—	—	—	—	—	—	58	59	—	—	60	70
M	下藤沢1321地内 (カラオケ店前)	昼間	—	—	—	—	—	—	70	68	—	—	65	75
		夜間	—	—	—	—	—	—	64	63	—	—	60	70

※ 昼間とは、6：00から22：00（平成10年度以前は8：00から19：00）までの時間で、夜間とは、22：00から6：00までの時間です。

④ 自動車交通量調査（24時間調査）

（単位：台）

年 度			H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15
A	国道16号 高倉4丁目 (製茶工場前)	小型	19,265	18,218	17,894	24,749	18,785	18,923	16,636	19,781	18,391	—
		大型	12,340	12,820	9,395	6,103	12,345	12,335	11,839	12,699	12,252	—
B	国道16号 (中央公園前)	小型	25,957	27,960	27,883	38,680	24,939	—	—	—	—	—
		大型	16,866	17,793	14,230	9,099	19,693	—	—	—	—	—
C	国道299号 バイパス (小谷田3丁目)	小型	—	—	—	—	—	35,460	—	—	—	—
		大型	—	—	—	—	—	9,026	—	—	—	—
F	国道463号 バイパス (げんき橋前)	小型	—	—	—	—	—	—	33,481	38,435	37,289	—
		大型	—	—	—	—	—	—	4,984	4,581	4,743	—
L1	久保稲荷2丁目 (大型店北側)	小型	—	—	—	—	—	—	—	—	2,683	2,954
		大型	—	—	—	—	—	—	—	—	99	124
L2	久保稲荷2丁目 (けやき 公園前)	小型	—	—	—	—	—	—	—	—	2,109	2,727
		大型	—	—	—	—	—	—	—	—	75	77
M	下藤沢1321地内 (カラオケ 店前)	小型	—	—	—	—	—	—	—	—	19,222	21,913
		大型	—	—	—	—	—	—	—	—	1,653	1,797

（自動車交通量24時間調査は、平成16年度から10分間調査に移行しました。）

⑤ 自動車交通量調査（10分間調査）

（単位：台）

年 度			H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16
A	国道16号 高倉4丁目 (製茶工場前)	昼間	273	253	266	277	264	245	284	250	290	295
		夜間	129	82	130	121	132	150	152	164	164	202
B	国道16号 (中央公園前)	昼間	414	409	434	392	—	327	382	359	—	396
		夜間	184	115	184	188	—	202	228	220	—	261
C	国道299号 バイパス (小谷田3丁目)	昼間	—	—	—	—	—	450	458	447	503	467
		夜間	—	—	—	—	—	166	163	191	171	175
F	国道463号 バイパス (げんき橋前)	昼間	—	—	374	369	380	—	—	—	468	478
		夜間	—	—	—	—	—	—	—	—	177	155
G	国道407号 (黒須郵便局前)	昼間	—	—	—	—	—	165	176	135	163	163
		夜間	—	—	—	—	—	98	73	71	69	80
H	県道川越・入間線 (藤沢支所前)	昼間	—	—	—	—	—	165	192	177	145	152
		夜間	—	—	—	—	—	85	73	69	73	71
K	圏央道 (リサイクルプラザ前)	昼間	—	—	—	—	—	73	123	123	144	188
		夜間	—	—	—	—	—	29	26	30	38	39

※ 昼間とは、6：00から22：00（平成10年度以前は8：00から19：00）までの時間で、夜間とは、22：00から6：00までの時間です。

（平成17年度以降は、必要に応じて実施します。）

2 深夜営業騒音

入間市では、狭山保健所との連携により飲食店経営者等が飲食店等の設置申請及び更新をする場合、連絡票を発行することにより音響機器を設置する飲食店等を対象に現地調査のうえ、深夜営業に関する騒音の指導を行っています。

(単位：件)

年 度		H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17
地区別内訳	豊岡	5	3	6	10	11	8	11	7	5	9
	東金子	0	1	1	2	1	1	0	1	3	1
	金子	6	3	0	1	0	1	0	1	1	1
	宮寺	2	0	1	2	1	1	3	1	0	0
	藤沢	1	1	7	2	4	9	5	3	3	4
	西武	0	0	1	1	2	1	0	1	0	1
合 計		14	8	16	18	19	21	19	14	12	16

3 航空機騒音

航空機騒音の現状把握と周辺対策のため、横田飛行場騒音測定調査を実施しています。入間飛行場騒音調査は、隣接した狭山市及び所沢市において実施しています。

① 横田飛行場騒音測定調査（固定局：入間市立金子小学校）

年 度		H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	環境基準
騒音発生回数	総数(回)	8,409	8,125	8,857	7,535	6,607	7,367	4,063	6,721	7,477	7,134	
	1日平均(回)	25	24	25	21	19	23	11	18	21	20	
ピークレベルの パワー平均値 (dB [A])		88	88	87	87	88	89	87	85	87	85	—
WECPNL値		80	79	77	77	77	78	73	74	76	74	70
測定日数(日)		343	337	360	359	351	327	365	365	365	363	—

② 入間飛行場騒音測定調査（固定局：所沢市宮前小学校）

年 度		H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	環境基準
騒音発生回数	総数(回)	19,166	16,464	16,605	15,994	16,294	11,505	15,377	14,169	15,327	9,442	
	1日平均(回)	55	48	47	46	45	48	45	41	43	47	
ピークレベルの パワー平均値 (dB [A])		—	—	—	84	84	84	82	82	82	82	—
WECPNL値		74	74	75	74	73	75	72	72	72	72	70
測定日数(日)		350	344	350	350	366	240	345	349	360	199	—

(埼玉県環境防災部 水環境課より)

第5節 悪臭について

悪臭については、悪臭防止法及び埼玉県生活環境保全条例による臭気濃度規制を行っています。近年の悪臭に関する苦情の状況は以下のとおりです。

(単位：件)

年 度	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17
件 数	5	6	10	9	11	13	15	10	9	15

※ 平成18年10月1日からは、人間の嗅覚を利用した規制（臭気指数規制）に変更されます。

第6節 地盤沈下について

地盤沈下については、工業用水法、建築物用地下水の規制に関する法律及び埼玉県生活環境保全条例により規制を行っています。近年の地盤沈下の状況は以下のとおりです。

(単位：mm)

No.	所 在 地	開 始 年	～	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	開始年 からの 変動量
			H5	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	
47-29	豊岡1-16-1	S60	-20	- 4	- 4	+ 4	- 2	+ 0	+ 1	+ 1	- 2	- 3	+ 1	- 1	- 29
入間BM	下藤沢474	S48	-140	- 5	+ 1	- 1	+ 1	+ 2	- 1	+ 3	- 3	- 1	+ 0	- 1	- 145

第7節 空閑地の保全について

空閑地については、入間市空閑地の環境保全に関する条例に基づき、空閑地の所有者又は管理者に対して空閑地の適正管理をお願いしています。また、市広報誌等を通じて広く市民に呼びかけを行っています。近年の空閑地に関する苦情の状況は以下のとおりです。

(単位：件)

年 度	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17
民有地	106	111	61	107	110	60	107	66	83	131
国有地	3	8	8	13	14	11	11	13	6	3
県有地	1	0	0	0	0	1	0	0	1	2
市有地	3	7	4	8	9	5	7	10	11	12
合 計	113	126	73	128	133	77	125	89	101	148

第8節 電波障害について

入間市では「入間市生活環境の保全に関する指導要綱」に基づき、建築主等に対して電波障害の発生が予想される地域の受信状況の調査や電波障害予測図の提出を求め、電波障害除去に対する指導を行っています。

第9節 ダイオキシンについて

市内の大気・水質・土壌中のダイオキシン類の実態を把握するため、大気調査（年2回：夏季・冬季）、水質調査（年1回）及び土壌調査（市内各地点）の調査を実施しています。

1 大気中ダイオキシン類調査

① 平成17年度調査

毒性換算濃度（pg-TEQ/m³）

調査地点	H17夏季 調査結果	H17冬季 調査結果	H17 平均値	環境基準 達成状況	環境基準
入間市役所	0.043	0.045	0.044	○	年平均値 0.6pg-TEQ/m ³ 以下
東金子公民館	0.041	0.045	0.043	○	
宮寺公民館	0.040	0.058	0.049	○	
西武公民館	0.043	0.044	0.044	○	

（調査年月日：（夏季）平成17年7月28日（木）～8月4日（木）168時間
（冬季）平成18年1月19日（木）～1月26日（木）168時間）

※ 平成17年度の環境大気中のダイオキシン類の年平均値は、平成12年1月におけるダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）第7条の規定による、大気の汚染に係る環境基準（年平均値0.6pg-TEQ/m³以下）を各4地点とも下回りました。

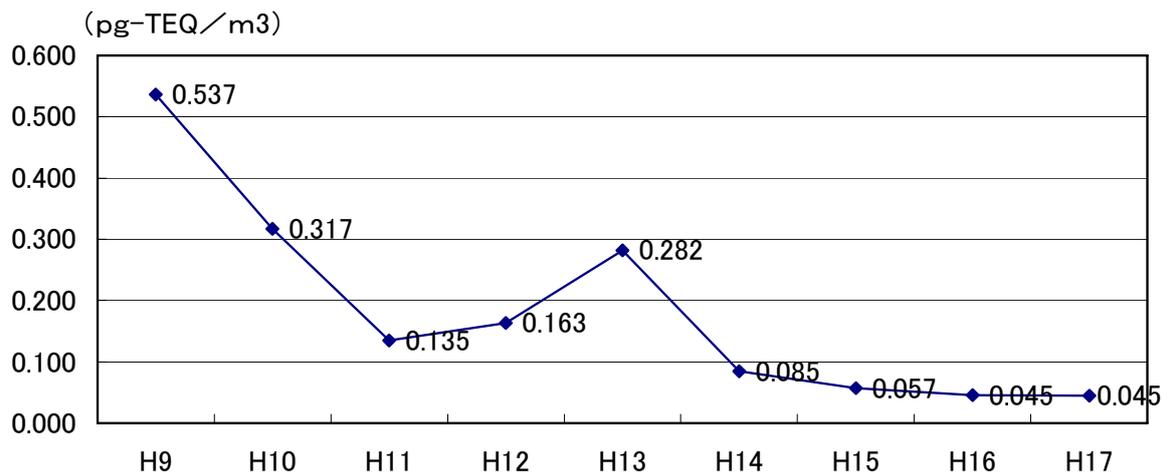
② 各年の推移（夏季・冬季の平均値）

毒性換算濃度（pg-TEQ/m³）

調査地点	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	備考
入間市役所	0.540	0.380	0.140	0.180	0.240	0.077	0.057	0.047	0.044	—
東金子公民館	0.610	0.340	0.140	0.110	0.300	0.068	0.046	0.042	0.043	市中央
金子公民館	0.400	0.240	0.110	0.160	0.220	0.130	0.049	0.038	—	市西部
宮寺公民館	0.640	0.340	0.100	0.170	0.330	0.067	0.068	0.049	0.049	市南部
東藤沢公民館	0.590	0.340	0.170	0.200	0.340	0.090	0.056	0.045	—	市東部
西武公民館	0.440	0.260	0.150	0.160	0.260	0.076	0.066	0.052	0.044	市北部
平均値	0.537	0.317	0.135	0.163	0.282	0.085	0.057	0.045	0.045	

平成14年度より、「ダイオキシン類に係る大気環境調査マニュアル」（平成13年8月、環境省環境管理局、総務課ダイオキシン対策室、大気環境課）の改定に伴い、一般環境大気の資料採取方法が毎分700リットルで24時間であったものが、毎分100リットルで1週間（168時間）に変更されました。また、平成10年度以前の数値は、コプラナーPCBsを含まない数値です。

■大気中ダイオキシン濃度(市内平均値)の推移



2 河川水質中ダイオキシン類調査

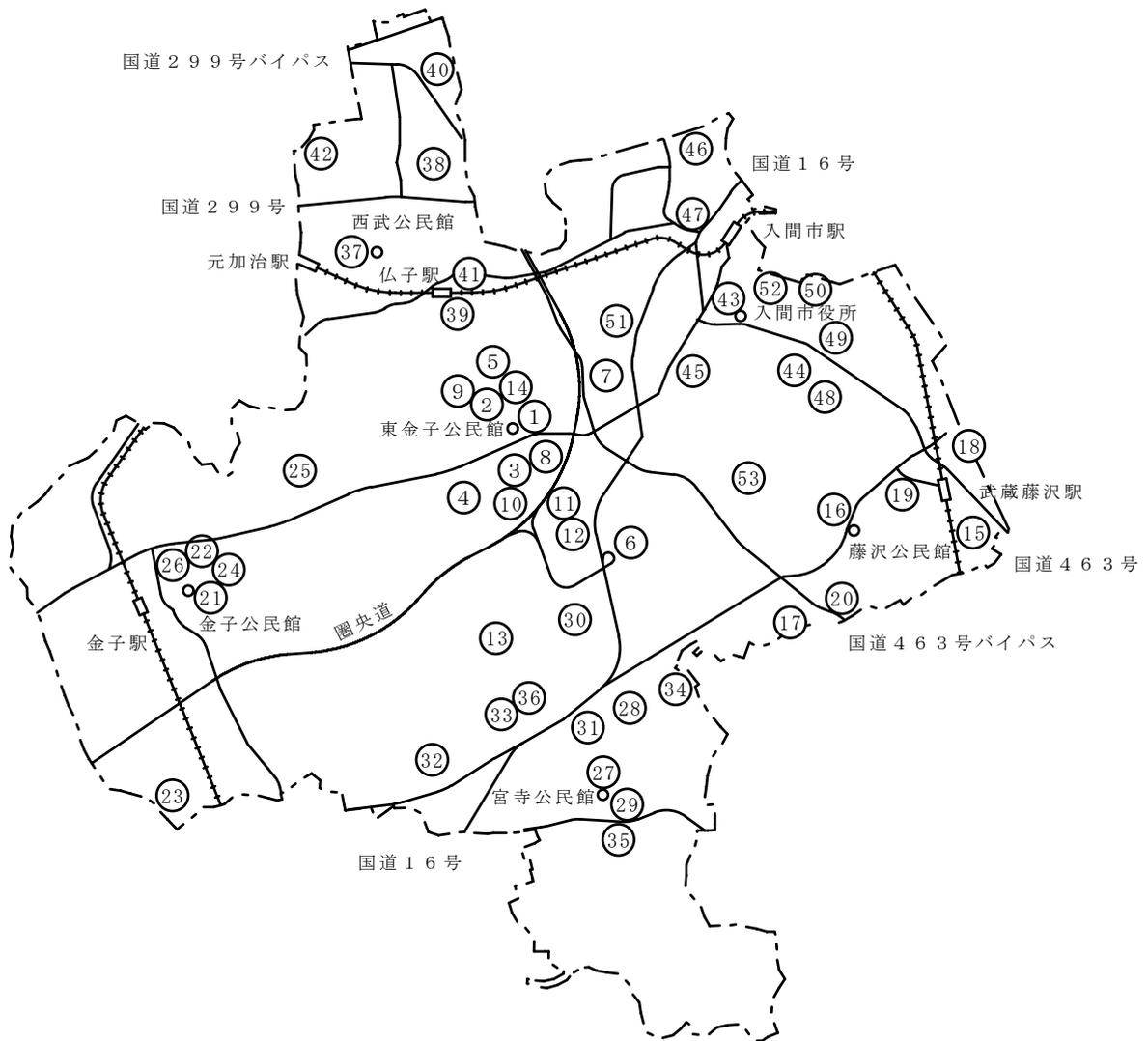
毒性換算濃度 (pg-TEQ/l)

調査地点	H12	H13	H14	H15	H16	H17	環境基準 達成状況	環境基準
入間川 (豊水橋)	—	0.062	0.064	0.045	0.049	—	—	1pg-TEQ/l 以下
霞川 (入間川合流点前)	0.12	0.23	0.073	0.067	0.062	—	—	
不老川 (不老橋上流)	0.24	0.71	0.14	0.33	0.16	—	—	
大森調節池	—	—	0.19	—	—	—	—	
不老川 (所沢市金井沢橋)	1.0	0.44	0.22	0.13	0.10	0.19	所沢市	

※ 平成 12～16 年度における河川水質中ダイオキシン類の調査については、すべての地点において平成 12 年 1 月におけるダイオキシン類対策特別措置法 (平成 11 年法律第 105 号) 第 7 条の規定による河川水質の汚染に係る環境基準 (1 pg-TEQ/l 以下) を達成しています。
(平成 17 年度以降は、必要に応じて実施することとし、参考に所沢市のデータを掲載します。)

3 土壤中ダイオキシン類調査

① 調査位置図



② 調査結果一覧表

毒性換算濃度 (pg-TEQ/g)

No.	調査地点	調査年度									基準値
		H 9	H10	H11	H12	H13	H14	(県) H14	(県) H15	(県) H16	
1	東金子公民館	34	52								(環境基準) 1,000pg -TEQ/g 以下 (調査指標) 250pg -TEQ/g 以下
2	東金子公園		28								
3	東金子地区体育館		22								
4	新久小学校				15			8.1			
5	八津池東公園					26					
6	中央公園						83				
7	文化村公園						15				
8	東金子中学校							6.4			
9	東金子配水場							47			
10	中原3号公園							8.6			
11	小谷田やまもも公園							2.5			
12	入間高等学校							5.7			
13	入間平成学園							38			
14	東金子小学校									0.027	
15	東藤沢公民館	8.9	7.5								
16	藤沢地区体育館			10							
17	上藤沢中学校				13						
18	下山公園					11					
19	藤沢区画4号公園						7.2				
20	藤沢南小学校									7.8	
21	金子公民館	5.3	10								
22	金子小学校			0.48							
23	桂公会堂				34						
24	みつぎ台公園					15					
25	桜山展望台						12				
26	金子中学校									6.0	
27	宮寺公民館	69	52								
28	大森会館		99								
29	宮寺地区体育館		27								
30	武蔵中学校			20				24			
31	大森グラウンド			22							
32	二本木公民館				59						
33	博物館					28					
34	大森調節池						95				
35	宮寺小学校									5.0	
36	狭山小学校									11	

No.	調査地点	調査年度									基準値
		H 9	H10	H11	H12	H13	H14	(県) H14	(県) H15	(県) H16	
37	西武公民館	19	3.4								(環境基準) 1,000pg -TEQ/g 以下 (調査指標) 250pg -TEQ/g 以下
38	西武地区自由広場			0.094							
39	西武中学校				12						
40	新光中央公園					19					
41	仏子第二公園						9.8				
42	野田中学校									0.61	
43	市役所	68	77								
44	富士見公園		29								
45	扇町屋公民館		15								
46	黒須小学校			7.1							
47	北口区画事務所				7.0						
48	東町公園					29					
49	東町小学校								6.3		
50	向陽台2丁目内公園								9.7		
51	高倉小学校									4.1	
52	豊岡小学校									5.0	
53	向原中学校									3.1	

((県) は、埼玉県にて実施しました。)

※ 平成9～16年度における土壌中のダイオキシン類の調査結果は、すべての地点(53地点)において、平成12年1月におけるダイオキシン類対策特別措置法(平成11年法律第105号)第7条の規定による土壌の汚染に係る環境基準(1,000pg-TEQ/g以下)及び必要な調査を必要とする調査指標値(250pg-TEQ/g以下)を達成しています。

(平成17年度以降は、必要に応じて実施します。)

4 河川底質中ダイオキシン類調査

毒性換算濃度 (pg-TEQ/g)

調査地点	H12	H13	H14	H15	H16	H17	備考	環境基準
入間川(上橋)	—	0.2	—	—	—	—		150pg -TEQ/g 以下
入間川(豊水橋)	1.2	—	—	—	—	—		
霞川(金子橋)	—	3.0	—	—	—	—		
霞川(入間川合流点前)	1.6	—	—	—	—	—		
不老川(瑞穂境大橋)	—	14	—	—	—	—		
不老川(所沢市金井沢橋)	4.7	15	7.7	15	2.3	21	所沢市	
大森調節池	—	—	14	—	—	—		
不老川(狭山市境不老橋)	4.6	—	—	—	—	—		

※ 平成12～14年度における河川底質中のダイオキシン類の調査結果は、すべての地点(7地点)において、平成14年9月より環境基準(150pg-TEQ/g以下)を達成しています。

(平成15年度以降は、必要に応じて実施することとし、参考に所沢市のデータを掲載します。)

第3章 環境衛生事業

第1節 狂犬病予防対策について

狂犬病予防対策については、畜犬登録と狂犬病予防等の事業を推進しています。

1 犬の登録

飼犬については、登録・狂犬病予防注射の励行と放し飼いの禁止等、正しい犬の飼い方の普及を行うとともに、犬のフン防止看板を希望者に配付し、飼い主のモラルの向上を図ることと、その啓発に務めました。

(単位：頭)

年 度	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17
登 録 数	669	680	533	523	555	622	678	714	845	797
死亡・転出	-	371	183	178	493	395	562	410	489	385
予防注射数	4,958	5,145	5,124	5,076	5,147	5,239	5,529	5,714	6,005	6,109
登録総数	5,009	5,318	5,668	6,013	6,075	6,302	6,418	6,722	7,078	7,490
接 種 率	99.0	96.7	90.4	84.4	84.7	83.1	86.1	85.0	84.8	81.6

第2節 納骨堂の管理運営について

1 納骨堂

本納骨堂は墓地を購入するまで、又は墓所工事完了までの期間、遺骨の保管場所のない方が一時的に使用することができる施設で、適切な管理・運営に務めました。

① 施設の概要

名 称	入間永光苑	建物構造	鉄骨造2階建
所在地	入間市南峯935番地30	納骨壇	100基
敷地面積	1,550.01m ²	主な施設	納骨室 184.31m ²
建築面積	469.85m ²		礼拝堂 38.03m ²
延床面積	777.78m ²		ロビー 98.94m ²
着工年月日	平成元年8月3日		休憩室(和室) 46.06m ²
竣工年月日	平成2年3月31日		休憩室(洋室) 26.12m ²
総工事費	181,880千円		事務室 25.89m ²

② 苑の使用料

施設名	摘要	市内	市外
納骨壇	一基1年につき	30,000円	50,000円
礼拝堂	1回につき	5,000円	8,000円
休憩室(和)	〃	2,000円	4,000円
休憩室(洋)	〃	1,000円	2,000円

※ 壇の使用許可は、1年を単位とし、2回更新（3年間）が限度となっています。

③ 苑の利用時間

午前9時から午後5時まで

④ 休苑日

毎週水、木曜日（国民の祝日の場合は金曜日）、年末年始

⑤ 納骨壇利用状況

（単位：件）

区分		H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17
市内利用者	受入件数	16	24	19	19	12	17	21	17	10	8
	廃止件数	9	14	16	16	14	18	17	13	18	16
	年度末件数	36	46	49	52	50	49	53	57	49	41
市外利用者	受入件数	7	11	4	8	10	6	1	3	9	2
	廃止件数	5	10	7	5	9	10	8	2	2	8
	年度末件数	18	19	16	19	20	16	9	10	17	11
免除	受入件数	1	0	2	2	0	3	1	1	3	1
	廃止件数	0	1	0	0	0	0	3	0	2	0
	年度末件数	3	2	4	6	6	9	7	8	9	10
行旅	受入件数	3	2	1	2	3	1	0	0	0	1
	廃止件数	1	1	0	2	2	0	0	0	0	1
	年度末件数	9	10	11	11	12	13	13	13	13	13
利用総数	受入件数	24	35	25	29	22	26	23	21	22	11
	廃止件数	14	25	23	21	23	28	28	15	22	24
	年度末件数	57	67	69	77	76	74	69	75	75	62

※ 利用総数は、行旅件数を除く。

⑥ 納骨堂の利用料及び施設管理等委託料

（単位：千円）

年度	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17
利用料（収入済額）	2,314	2,829	2,212	2,660	2,864	2,792	2,266	2,509	2,452	2,104
施設管理等の委託料	6,028	6,079	5,377	5,417	5,433	5,237	5,226	5,179	4,283	4,122

第3節 家庭雑排水処理について

1 生活排水吸込槽補助

排水設備のない地域の生活環境の保全を図るため、家庭雑排水吸込槽の清掃に係る経費の一部等を補助しました。

① 申請件数及び補助金額

(単位 上段：件、下段：千円)

年度	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17
吸込槽 (個人)	35	29	20	12	8	6	5	4	8	2
	182	197	94	67	44	29	25	20	60	15
吸込槽 (団体)	2	2	2	2	3	2	2	2	0	0
	57	57	57	57	67	57	57	68	0	0
共同排水施設	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	600	0	0	0	0	0	0
合 計	37	31	22	15	11	8	7	6	8	2
	239	254	151	724	111	86	82	88	60	15

第4節 浄化槽について

1 浄化槽設置整備事業補助金

生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止し、住みよい環境をつくるため、浄化槽を設置する場合に、設置費用の一部を補助しています。

① 浄化槽設置基数及び補助金額

(単位 基数：基、補助金：千円)

年度	H2~H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	
人槽	5人槽	35	14	6	1	6	10	29	25	10	14	15
	6人槽	33	9	4	10	8	6	24	20	21	11	6
	7人槽	49	5	16	10	12	26					
	8人槽	13	6	8	5	3	2	2	6	5	2	2
	10人槽	27	8	9	8	6	4					
合計	157	42	43	34	35	48	55	51	36	27	23	
内転換基数	—	—	—	—	—	—	—	9	5	1	5	
補助金額	71,451	23,494	26,672	20,281	18,530	22,850	21,168	21,084	15,266	6,744	5,514	

※ 浄化槽設置補助金は、平成14年11月30日、平成16年4月1日及び平成17年5月1日に改正が行われています。

② 高度処理浄化槽設置基数及び補助金額（平成 14 年 10 月 30 日改正より）

（単位 基数：基、補助金：千円）

年度	H2~H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17
人槽	5人槽	—	—	—	—	—	—	0	1	2	4
	7人槽	—	—	—	—	—	—	0	1	1	1
	10人槽	—	—	—	—	—	—	0	0	0	0
合計	—	—	—	—	—	—	—	0	2	3	5
内転換基数	—	—	—	—	—	—	—	0	0	1	0
補助金額	—	—	—	—	—	—	—	0	930	1,524	2,262

③ 浄化槽設置基数及び補助金額の合計

（単位 基数：基、補助金：千円）

年度	H2~H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17
合計基数	157	42	43	34	35	48	55	51	38	30	28
内転換基数	—	—	—	—	—	—	—	9	5	2	5
補助金額合計	71,451	23,494	26,672	20,281	18,530	22,850	21,168	21,084	16,196	8,268	7,776

④ 浄化槽地区別設置基数（平成 14 年度以降は、高度処理含む）

（単位：基）

年度	H2~H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	総計
豊岡	4	1	0	0	1	0	5	0	1	0	0	12
藤沢	14	2	2	2	2	2	1	3	4	2	2	36
西武	7	4	4	2	3	4	3	6	5	4	6	48
東金子	39	8	3	7	5	10	12	5	6	7	5	107
金子	33	6	5	12	5	7	15	15	4	4	1	107
宮寺	60	21	29	11	19	25	19	22	18	13	14	251
合計	157	42	43	34	35	48	55	51	38	30	28	561

⑤ 浄化槽設置補助金額（平成 17 年 5 月 1 日改正）

転換の有無	人槽	浄化槽	高度処理型浄化槽	
			窒素又はリン除去型	BOD除去型
転換を伴わない場合	5人槽	120,000円	444,000円	489,000円
	6~7人槽		486,000円	654,000円
	8~10人槽		576,000円	903,000円
転換を伴う場合	5人槽	504,000円	594,000円	639,000円
	6~7人槽	561,000円	636,000円	804,000円
	8~10人槽	669,000円	726,000円	1,053,000円

※ 転換を伴う場合の補助金額は、150,000 円の加算を含む金額です。

第5節 瑞穂斎場について

1 一部事務組合

西多摩郡瑞穂町にある斎場で、平成17年10月1日に武蔵村山市が加入し、4市1町による一部事務組合（瑞穂斎場組合）として運営されています。当市は昭和46年に狭山火葬場組合（瑞穂斎場組合の前身）に加入し、平成元年に現在の名称に変更され、平成14年度に現在の施設に改築されました。

① 施設の概要

名 称	瑞穂斎場		
構成市町	入間市、瑞穂町、福生市、羽村市、武蔵村山市		
所 在 地	東京都西多摩郡瑞穂町大字富士山栗原新田244番地		
敷地面積	17,414.28 m ²		
火 葬 炉	6 基 無公害化対策（三次燃焼炉、バグフィルター集塵装置）		
主な施設	・式場 3室 大式場（150人）、中式場（70人）、小式場（40人）		
	・待合室 7室（和室2室、洋室5室）・待合ロビー、売店、喫茶コーナー		
	・駐車場 200台		
建 設 費	・総建設費	3,073,964	千円
	（内訳） 起 債	2,372,700	千円
	一般財源	701,264	千円

② 施設の使用料

（単位：円）

		火 葬 炉			保管室	待合室	式 場		
		12歳以上	12歳未満	死胎児・改葬			大式場	中式場	小式場
組 合	通夜	無料	無料	無料	2,000	無料	50,000	40,000	30,000
	葬儀						50,000	40,000	30,000
組合外	通夜	80,000	50,000	20,000	4,000	5,000	100,000	80,000	60,000
	葬儀						100,000	80,000	60,000

③ 火葬炉の利用状況

（単位：件）

年 度	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17
入間市	624	605	736	717	733	749	770	799	908	964
瑞穂町	180	187	209	205	209	207	222	256	252	250
福生市	287	294	311	348	319	355	358	390	421	442
羽村市	214	256	268	273	281	313	316	320	297	348
武蔵村山市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	321
組合外	488	846	919	563	580	107	184	317	374	112
合 計	1,793	2,188	2,443	2,106	2,122	1,731	1,850	2,082	2,252	2,437

③ 式場の利用状況

(単位：件)

年 度	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17
入間市	63	47	47	55	57	58	85	155	245	266
瑞穂町	65	72	72	71	83	82	117	186	167	163
福生市	45	44	40	63	56	54	80	102	128	157
羽村市	8	17	14	9	5	7	30	52	55	60
武蔵村山市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	73
組合外	11	18	16	12	12	5	7	25	21	10
合 計	192	198	189	210	213	206	319	520	616	729

④ 瑞穂斎場組合各市町の負担金

(単位：千円)

年 度	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17
入間市	33,951	48,218	48,406	49,586	83,649	252,900	335,163	77,934	86,507	68,894
瑞穂町	10,758	15,146	14,702	15,189	22,952	73,853	87,960	22,484	25,827	19,828
福生市	16,813	23,756	23,533	22,719	37,604	123,661	144,590	38,369	39,720	32,041
羽村市	15,478	21,880	20,359	20,506	31,795	113,092	132,781	34,079	35,680	28,103
武蔵村山市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	21,787
合 計	77,000	109,000	107,000	108,000	176,000	563,506	700,494	172,866	187,734	170,653

※ 武蔵村山市は、平成17年10月1日より新規加入。

第6節 入間西部衛生組合について

1 入間西部衛生組合清掃センター

埼玉県日高市にある施設で、2市（入間市、日高市）による一部事務組合として運営されています。当施設は、昭和56年6月に増設を行い稼働してきましたが、公共下水道の整備によりし尿処理量が減少し、老朽化も進んだため、大規模改造を行い、平成15年3月から現在の状態で稼働しています。

① し尿処理施設

名 称	入間西部衛生組合 清掃センター	
	〔構成市〕 入間市・日高市	
所 在 地	日高市大字上鹿山792-4	
敷地面積	13,144.49㎡	
処理能力	80kl/日	
処理方式	低希釈高負荷脱窒素処理方式+膜分離処理+高度処理	
着工年月日	平成13年5月18日	
竣工年月日	平成15年3月25日	
対象人口	62,000人	
建設費	総建設費	1,616,482 千円
	(内訳) 起 債	1,290,000 千円
	一般財源	326,482 千円

② し尿及び汚泥処理量

年 度		H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17
生し尿 (kl)	入間市	14,381	11,306	7,703	6,633	5,886	4,978	4,405	3,734	3,194	2,612
	日高市	6,837	5,159	3,946	4,230	3,967	3,812	3,739	3,153	3,121	3,229
	合計	21,218	16,465	11,649	10,863	9,853	8,790	8,144	6,887	6,315	5,841
浄化槽 汚泥 (kl)	入間市	16,872	18,626	19,840	18,069	17,289	15,593	14,406	14,274	12,933	12,728
	日高市	4,067	4,874	5,892	4,545	5,709	6,385	6,296	7,170	7,279	7,196
	合計	20,939	23,500	25,732	22,614	22,998	21,978	20,702	21,444	20,212	19,924
合 計 (kl)	入間市	31,253	29,932	27,543	24,702	23,175	20,571	18,811	18,008	16,127	15,340
	日高市	10,904	10,033	9,838	8,775	9,676	10,197	10,035	10,323	10,400	10,425
	合計	42,157	39,965	37,381	33,477	32,851	30,768	28,846	28,331	26,527	25,765
一日 平均量 (kl)	入間市	114.1	109.2	99.8	89.8	84.3	75.6	68.7	65.5	58.9	55.8
	日高市	39.8	36.6	35.6	31.9	35.2	37.5	36.6	37.5	38.0	37.9
	合計	153.9	145.9	135.4	121.7	119.5	113.1	105.3	103.0	96.8	93.7
稼働日数 (日)		274	274	276	275	275	272	274	275	274	275

(端数整理(四捨五入)の都合上、合計が異なる場合があります。)

③ 公共下水道、合併処理浄化槽、単独処理浄化槽及び汲取り人口

(単位 人口：人、世帯数：世帯)

年 度		H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17
市 内 総 数	人口	145,201	145,751	146,206	146,555	147,847	148,902	149,271	149,630	149,907	149,635
	世帯数	48,316	49,253	50,061	50,994	52,237	53,471	54,360	55,244	55,923	56,661
公 共 下 水 道	人口	78,397	84,210	93,516	98,088	104,356	107,871	110,339	113,517	119,245	118,350
	世帯数	26,684	28,515	31,592	33,102	35,018	36,297	37,137	38,206	44,501	45,288
浄化槽 合 計	人口	58,744	54,501	46,758	43,258	38,943	37,142	35,556	33,223	27,859	28,924
	世帯数	18,717	18,121	16,224	15,898	15,414	15,607	15,830	15,810	10,233	10,342
合 併 浄化槽	人口	—	—	7,075	7,169	7,109	7,329	7,207	7,127	9,710	10,364
	世帯数	—	—	2,455	2,635	2,814	3,080	3,209	3,392	3,567	3,706
単 独 浄化槽	人口	—	—	39,683	36,089	31,834	29,813	28,349	26,096	18,149	18,560
	世帯数	—	—	13,769	13,263	12,600	12,527	12,621	12,418	6,666	6,636
汲取り	人口	8,060	7,040	5,932	5,209	4,548	3,889	3,376	2,890	2,803	2,361
	世帯数	2,915	2,617	2,245	1,994	1,805	1,567	1,393	1,228	1,189	1,031

※ 浄化槽に関する数値は、平成 14 年度に実施した西部地区浄化槽維持管理等普及啓発業務報告書（入間市）を基に、合併処理及び単独処理浄化槽の割合を推計しました。平成 15 年度以降は合併処理浄化槽の設置実数を加算し、平成 13 年度以前は合併処理浄化槽の設置実数を減算することにより推計したものです。

④ 入間西部衛生組合各市の負担金

(単位：千円)

年 度		H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17
入 間 市	管理費負担金	206,221	228,165	191,790	189,199	185,086	163,762	152,149	171,190	179,338	171,357
	施設費負担金	56,887	34,862	28,075	27,806	36,046	192,357	86,688	33,119	82,046	134,649
	特別負担金	18,503	3,166	1,832	4,565	4,699	10,011	20,338	20,543	20,357	28,596
	入間市計	281,611	266,193	221,697	221,570	225,831	366,130	259,175	224,852	281,741	334,602
日 高 市	管理費負担金	72,456	80,166	67,386	66,475	65,030	57,538	53,458	60,148	63,010	60,206
	施設費負担金	21,904	13,290	10,703	10,495	13,438	71,146	31,556	12,009	29,885	48,797
	日高市計	94,360	93,456	78,089	76,970	78,468	128,684	85,014	72,157	92,895	109,003
合 計		375,971	359,649	299,786	298,540	304,299	494,814	344,189	297,009	374,636	443,605

参考資料

第1節 不老川、林川の季節別の水質（BOD）について

① 不老川（経年変化）

（単位：mg/l）

調査地点	月	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17
不老川 瑞穂町境	5月	8.2	11	4.6	2.7	7.8	15	7.5	10	9.8	7.5
	8月	27	15	2.6	1.6	2.8	8.8	2.7	1.4	49	1.2
	11月	5.9	11	3.2	12	12	9.2	1.3	2.5	11	11
	2月	16	11	88	50	23	8.7	5.0	2.4	3.6	8.1
	平均	14	12	25	17	11	10	4.1	4.1	18	7.0
不老川 中間点	5月	10	8.7	5.5	3.4	6.4	5.9	3.0	4.2	2.6	4.2
	8月	8.1	4.5	3.0	1.6	4.7	2.3	2.1	0.9	2.6	1.4
	11月	4.3	9.5	2.8	4.2	2.8	2.5	2.6	2.4	1.2	1.8
	2月	25	8.3	14	12	6.2	4.2	7.7	4.0	3.3	11
	平均	12	7.8	6.3	5.3	5.0	3.7	3.9	2.9	2.4	4.6
不老川 狭山市境	5月	9.2	5.9	5.2	2.8	5.4	4.7	2.5	4.8	6.3	-
	8月	2.0	2.4	3.1	1.5	2.6	1.4	1.6	1.3	2.1	-
	11月	8.3	4.3	1.6	1.8	1.2	1.2	2.0	2.1	1.6	-
	2月	18	10	11	14	5.5	2.3	3.5	3.1	5.0	-
	平均	9.4	5.7	5.2	5.0	3.7	2.4	2.4	2.8	3.8	-

② 林川（経年変化）

（単位：mg/l）

調査地点		H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17
林川 所沢市境	5月	20	12	7.5	7.1	13	10	6.8	7.7	12	25
	8月	18	8.1	5.0	3.0	8.6	5.8	4.1	2.0	5.7	3.4
	11月	9.7	10	2.8	4.9	5.2	3.8	3.3	2.5	3.9	4.3
	2月	67	8.4	17	34	14	7.1	9.0	9.2	4.7	7.9
	平均	29	9.6	8.1	12	10	6.7	5.8	5.4	6.6	10
林川 中間点 角栄橋	5月	120	110	61	-	-	-	-	-	13	40
	8月	160	86	45	-	-	-	-	-	20	5.7
	11月	70	110	16	-	-	-	-	-	9.1	27
	2月	120	72	29	-	-	-	-	-	32	31
	平均	118	95	38	-	-	-	-	-	19	26
林川 不老川 合流点	5月	120	70	37	79	17	13	14	16	15	23
	8月	190	93	18	9.5	35	1.4	6.7	6.6	12	10
	11月	66	83	9.8	50	8.1	4.5	17	8.9	22	17
	2月	130	85	47	79	24	12	22	27	21	19
	平均	127	83	28	54	21	7.7	15	15	18	17

（平成16年度以降の林川所沢市境は、所沢市こすず橋のデータによるものです。）

第2節 宮寺生活雑排水処理施設（不老川）の水質について

① 経年変化

年度		水温 (°C)	透視度 (c m)	p H	BOD (mg/l)	COD (mg/l)	SS (mg/l)	T-N (mg/l)	T-P (mg/l)
H11	原水	20.2	21.4	6.9	17	17	27.1	17	1.9
	処理水	20.4	30以上	7.7	2.4	6.0	5未満	8.8	1.0
H12	原水	18.7	18.8	7.0	27	21	22.8	14	2.1
	処理水	18.5	30以上	6.9	5.6	7.1	5未満	12	1.4
H13	原水	18.6	15.7	7.1	26	19	23.7	14	3.0
	処理水	19.0	59	7.4	4.5	6.1	5未満	8.5	2.2
H14	原水	18.5	21.8	7.2	23	20	17.3	15	2.6
	処理水	19.3	53	7.8	4.2	7.7	5未満	10	1.8
H15	原水	17.8	21	7.1	21	21	26.4	18	2.6
	処理水	18.2	30	7.2	5.9	8.4	6.3	12	2.6
H16	原水	19.6	17.3	7.1	13	14	—	15	2.5
	処理水	20.6	—	7.4	4.1	6.0	—	11	2.2
H17	原水	18.3	22.3	7.2	15	18	—	17	3.1
	処理水	19.5	—	7.9	3.7	4.9	—	12	2.0

② 平成17年度 各月データ

年月日		水温 (°C)	透視度 (c m)	p H	BOD (mg/l)	COD (mg/l)	SS (mg/l)	T-N (mg/l)	T-P (mg/l)
5月12日	原水	18.0	13	7.4	30	28	38	20.0	3.6
	処理水	20.0	60以上	7.7	5.3	6.6	5未満	11.0	1.9
8月10日	原水	23.0	32	6.9	10	14	25	16.0	1.7
	処理水	24.0	60以上	7.7	3.4	3.1	5未満	13.0	0.8
11月10日	原水	19.0	27	7.1	9.0	14.9	12	18.0	4.3
	処理水	20.0	60以上	7.8	3.3	5.3	6	11.0	2.7
2月13日	原水	13.0	17	7.5	11	17	6	15.0	2.6
	処理水	14.0	60以上	8.3	2.7	4.7	6	14.0	2.6
平均	原水	18.3	22.3	7.2	15.2	18.5	—	17.3	3.1
	処理水	19.5	—	7.9	3.7	4.9	—	12.3	2.0

第3節 入間川、霞川、不老川における魚類調査について

① 1981～1995年調査（入間川、霞川）

科	名称	入間川			霞川
		飯能市	入間・狭山市	川越市	入間市
ヤツメウナギ科	スナヤツメ	◎			
ウナギ科	ウナギ	◎	◎	◎	
サケ科	ニジマス	○	○		
	ヒメマス	○			
アユ科	アユ	◎	◎		
コイ科	ウグイ	◎	◎	○	
	アブラハヤ	◎	○	○	
	カワムツ		○	○	
	オイカワ	◎	◎	◎	○
	ハス			◎	
	カマツカ	◎	◎	◎	
	ツチフキ		△	◎	
	タモロコ	△	◎	◎	○
	スゴモロコ			◎	
	モツゴ	◎	◎	◎	
	ニゴイ	◎	◎	◎	
	コイ	○	◎	◎	○
	キンブナ	○	◎	◎	○
	ゲンゴロウブナ	○	◎	◎	
	ギンブナ		◎	◎	○
タイリクバラタナゴ	△		◎		
ドジョウ科	ドジョウ		◎	◎	
	シマドジョウ	◎	△	○	
	ホトケドジョウ		○		
ギギ科	ギバチ	◎		○	
ナマズ科	ナマズ	○	○	◎	
タイワンドジョウ科	カムルチー		○	◎	
カジカ科	カジカ	◎	○		
バス科	オオクチバス		◎	◎	
ハゼ科	チチブ		△	△	
	ヨシノボリ	◎	◎	◎	
	ヌマチチブ	○		○	
1981-1990年	科	8	6	8	0
△・◎ 印	種	15	18	20	0
1991-1995年	科	10	9	9	1
○・◎ 印	種	20	20	26	5
1981-1995年	科	10	10	9	1
	種	22	25	27	5

(埼玉県農林総合研究センター水産研究所 研究報告より)

② 2005～2006年調査（霞川、不老川）

科	名称	霞川									不老川	
		青梅市	入間市								入間市	
			木蓮寺地区		新久地区		高倉地区		黒須地区		大森地区	
春	秋	春	秋	春	秋	春	秋	春	秋			
コイ科	ウグイ	×	×	×	○	×	×	×	×	○	×	×
	アブラハヤ	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×
	カワムツ	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	オイカワ	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	×
	タモロコ	×	○	×	○	○	×	○	○	○	○	×
	モツゴ	×	×	×	×	×	×	○	×	×	×	○
	コイ	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	×
	ギンブナ	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○
ドジョウ科	ドジョウ	○	○	×	×	×	○	×	×	×	×	○
	シマドジョウ	○	○	×	○	×	○	×	×	×	×	×
	ホトケドジョウ	○	○	×	○	×	×	×	×	×	×	×
ギギ科	ギバチ	×	○	×	○	×	○	×	×	×	×	×
メダカ科	メダカ	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○
	科	2	3		3		3		1		3	
	種	7	9		7		7		4		4	

（霞川をきれいにする会、大森の池まつり魚類調査報告書より）

第4節 市内主要河川の近隣市の水質状況（BOD）について

① BOD各年度平均値の推移

（単位：mg/l）

河川名	測定地点	所在地	類型	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17
入間川	飯能給食センター前	飯能市	A	0.8	0.8	0.9	0.7	2.6	0.9	0.7	1.0	1.1	0.7
	豊水橋	入間市	A	5.1	1.7	1.3	1.2	1.5	1.6	1.0	1.0	1.2	1.2
	富士見橋	狭山市	A	3.2	2.0	1.8	1.6	2.0	1.8	1.3	1.1	1.4	1.3
霞川	大和橋	入間市	B	11	8.3	5.5	7.2	4.6	5.0	3.1	2.7	2.1	2.5
不老川	入曽橋	狭山市	E	22	13	11	13	9.8	12	6.8	7.1	6.2	7.2
	不老橋	川越市	E	22	14	8.5	16	16	11	9.5	9.1	8.4	9.2

② BOD各年度75%値と環境基準達成状況の推移

（単位：mg/l）

測定地点	類型	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17
飯能給食センター前（飯能）	A	1.1	0.8	1.1	0.9	1.1	1.1	0.7	0.6	1.2	0.7
環境基準値及び達成状況	2.0	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
不老橋（川越）	E	25	18	15	20	12	12	11	11	10	11
環境基準値及び達成状況	10	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×

※入間川下流（成木川合流点より下流）A類型は平成17年4月12日告示、霞川B類型は、平成18年3月24日告示

③ 河川における類型と生活環境の保全に関する環境基準（河川）

類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道 1 級 自然環境保全 及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	50 MPN /100mL以下
A	水道 2 級 水産 1 級 水浴 及びB以下の欄に掲げるもの	〃	2mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	1,000 MPN /100mL以下
B	水道 3 級 水産 2 級 及びC以下の欄に掲げるもの	〃	3mg/L以下	25mg/L以下	5mg/L以上	5,000 MPN /100mL以下
C	水産 3 級 工業用水 1 級 及びD以下の欄に掲げるもの	〃	5mg/L以下	50mg/L以下	5mg/L以上	—
D	工業用水 2 級 農業用水 及びE の欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L以下	100mg/L以下	2mg/L以上	—
E	工業用水 3 級 環境保全	〃	10mg/L以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2mg/L以上	—
該当水域	全公共用水域のうちの類型指定水域					
備考	1. 基準値は、日間平均値とする。					

(注)

- 1 自然環境保全 : 自然探勝等の環境保全
- 2 水道 1 級 : ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
- 〃 2 級 : 沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
- 〃 3 級 : 前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- 3 水産 1 級 : ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の
水産生物用
- 〃 2 級 : サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用
- 〃 3 級 : コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
- 4 工業用水 1 級 : 沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
- 〃 2 級 : 薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
- 〃 3 級 : 特殊の浄水操作を行うもの
- 5 環境保全 : 国民の日常生活（沿岸の散歩等を含む。）において不快感を生じない限度

第5節 雨水タンク設置状況について

① 公共施設

(単位：基、円)

施設	施設数	H12	H13	H14	H15	H16	合計
保育所	11	0	0	0	4	3	7
小学校	16	6	8	2	0	0	16
中学校	11	2	2	7	0	0	11
その他	—	0	0	1	1	0	2
合計	—	8	10	10	5	3	36
金額計	—	525,000	656,250	656,250	328,125	187,950	2,353,575

豊岡小学校	藤沢小学校	東金子小学校	豊岡保育所	金子第一 保育所
金子小学校	藤沢南小学校	東町小学校	高倉保育所	
宮寺小学校	狭山小学校	黒須中学校	西武中央 保育所	金子第二 保育所
黒須小学校	西武小学校	野田中学校		
扇小学校	藤沢北小学校	東金子中学校	東金子保育所	二本木保育所
藤沢東小学校	仏子小学校	上藤沢中学校	農業研修 センター	
豊岡中学校	新久小学校	藤沢中学校		
武蔵中学校	高倉小学校	向原中学校		
	金子中学校	東町中学校		
	西武中学校	市民会館		

※ 上記以外に施設の建設の際に個別に設置されたもの：藤沢第二保育所(H12)、藤沢公民館(H12)、健康福祉センター(H14)、市民活動センター(H16)

② 個人住宅への雨水タンク設置状況（平成13年6月補助制度創設 1/3 かつ 20,000 円以内）

(単位：基、円)

施設	H13	H14	H15	H16	H17	合計
個人住宅	10	8	11	4	8	41
金額	162,000	117,000	185,000	73,000	133,000	670,000

第6節 雨水浸透柵の設置状況について

地 区		H12	H13	H14	H15	H16	H17	合 計
宮寺・二本木	戸数	59	56	8	0	20	36	179
	基数	146	239	43	0	83	164	675
金子・東金子	戸数	0	2	0	0	0	0	2
	基数	0	5	0	0	0	0	5
藤沢・豊岡	戸数	0	0	4	101	31	7	143
	基数	0	0	17	379	128	43	567
合 計	戸数	59	58	12	101	51	43	324
	基数	146	244	60	379	211	207	1,247

(埼玉県新河岸川総合治水事務所 より)

第7節 総合クリーンセンター関連

1 ごみ処理量及びごみ処理にかかる経費について

① ごみ処理量及びごみ処理にかかる経費

種 類	単位	H10	H11	H12	H13	H14
ごみ量	t	51,352	52,898	54,268	55,088	53,697
人 口 (各年10月1日)	人	146,239	146,613	147,321	148,400	149,334
世帯数 (各年10月1日)	世帯	49,760	50,697	51,610	52,896	54,026
一人一日当り	g	962	988	1,009	1,017	985
一世帯一日当り	g	2,827	2,859	2,881	2,853	2,723
決算額	千円	2,124,374	1,665,557	1,642,954	1,705,720	1,700,249
一人当り	円	14,527	11,360	11,152	11,494	11,386
一世帯当り	円	42,692	32,853	31,834	32,247	31,471

種 類	単位	H15	H16	H17
ごみ量	t	51,732	51,141	52,537
人 口 (各年10月1日)	人	149,795	149,978	150,266
世帯数 (各年10月1日)	世帯	54,993	55,735	56,629
一人一日当り	g	946	934	958
一世帯一日当り	g	2,577	2,514	2,542
決算額	千円	1,768,921	1,866,383	1,909,484
一人当り	円	11,809	12,444	12,707
一世帯当り	円	32,166	33,487	33,719

(総合クリーンセンター資料より)

② 種類別ごみ処理量

(単位：トン)

種 類		H8	H9	H10	H11	H12
可燃ごみ		34,014.26	35,975.15	37,455.55	38,754.61	39,479.84
不燃ごみ		3,172.84	3,128.66	3,268.56	3,268.05	3,418.85
プラスチック・ビニール類		1,558.94	1,869.73	2,273.44	2,583.82	2,641.04
粗大ごみ		1,574.36	1,644.68	1,979.43	2,151.48	2,458.90
資源ごみ	プラスチック・ビニール類	—	—	—	—	—
	ビン	1,457.74	1,463.56	1,494.12	1,455.49	1,393.89
	缶	777.06	722.76	617.36	558.00	526.45
	ペットボトル	—	—	—	—	48.68
	古布	358.25	426.93	447.28	479.03	570.27
	紙類	2,524.36	3,365.59	3,724.60	3,555.25	3,625.93
不法投棄物		—	117.39	92.10	92.42	104.39
合 計		45,437.81	48,714.45	51,352.44	52,898.15	54,268.24

種 類		H13	H14	H15	H16	H17
可燃ごみ		40,383.79	39,212.99	38,805.61	38,433.17	39,328.59
不燃ごみ		3,343.22	3,346.12	3,082.76	2,949.62	2,855.49
プラスチック・ビニール類		2,368.87	2,431.33	1,784.74	—	—
粗大ごみ		2,156.18	2,302.77	2,276.26	2,205.64	2,293.77
資源ごみ	プラスチック・ビニール類	—	—	568.17	2,192.49	2,229.94
	ビン	1,367.33	1,345.65	1,301.98	1,226.85	1,195.99
	缶	560.69	449.35	407.92	389.87	383.01
	ペットボトル	356.44	437.95	453.93	505.49	523.71
	古布	634.45	603.63	634.27	586.95	554.81
	紙類	3,817.38	3,446.24	2,293.07	2,547.56	3,071.74
不法投棄物		99.60	121.19	122.89	103.53	100.37
合 計		55,087.95	53,697.22	51,731.60	51,141.17	52,537.42

(総合クリーンセンター資料より)

2 資源再利用（有価物回収量及び有価物回収に伴う補助金）について

種 類	単位	H8	H9	H10	H11	H12
繊 維	Kg	174,648	167,042	181,325	186,334	192,336
紙	Kg	4,340,903	4,067,175	4,316,225	4,337,210	4,268,991
紙パック	Kg	22,203	21,708	24,920	26,581	28,051
空きビン	本	142,967	109,972	71,710	63,693	54,507
金属類	Kg	8,895	6,156	10,020	14,385	13,657
補助金	円	35,540,038	33,175,352	34,758,415	35,065,086	34,362,783

種 類	単位	H13	H14	H15	H16	H17
繊維	Kg	135,752	128,437	138,800	124,752	130,503
紙	Kg	4,219,781	4,355,683	4,168,566	4,281,397	4,253,041
紙パック	Kg	21,107	22,015	21,140	20,926	20,919
空きビン	本	38,745	31,999	27,107	23,322	21,764
金属類	Kg	15,532	16,333	20,950	22,096	18,928
補助金	円	33,393,450	34,050,979	32,777,304	33,576,811	33,430,150

3 生ごみ処理機器購入費補助について（容器式 4,000 円、電気式 20,000 円を限度に購入価格の 3 分の 1（100 円未満切捨て）を補助）

種 類	単位	H8	H9	H10	H11	H12
容器式	基	72	90	91	28	62
電気式	基	—	—	—	63	55
補助金	円	288,000	360,000	364,000	728,335	762,870

種 類	単位	H13	H14	H15	H16	H17
容器式	基	37	31	26	30	27
電気式	基	76	39	40	49	58
補助金	円	1,430,700	779,128	811,380	872,345	1,034,806

（総合クリーンセンター資料より）

4 ダイオキシン類濃度測定について

1号炉

測定日	排ガス中濃度 ng-TEQ/m ³ N	飛灰中濃度 ng-TEQ/g
平成10年10月15日	0.68	0.84
平成11年11月26日	0.50	1.00
平成12年11月10日	0.27	2.30
平成13年11月14日	0.65	3.10
平成14年 7月10日	0.41	2.60
平成15年10月17日	1.20	1.80
平成16年11月24日	2.40	1.40
平成17年9月7日	0.44	0.53

2号炉

測定日	排ガス中濃度 ng-TEQ/m ³ N	飛灰中濃度 ng-TEQ/g
平成10年10月15日	0.46	0.37
平成11年11月26日	0.15	0.76
平成12年11月10日	0.27	1.00
平成13年11月15日	0.53	2.10
平成14年 7月11日	—	2.80
平成14年 7月25日	0.62	—
平成15年11月27日	1.40	3.80
平成16年11月 5日	1.20	1.10
平成17年9月8日	0.31	0.59

3号炉

測定日	排ガス中濃度 ng-TEQ/m ³ N	飛灰中濃度 ng-TEQ/g
平成10年10月15日	0.54	0.23
平成11年11月30日	0.39	0.75
平成12年11月10日	0.21	1.40
平成13年11月16日	0.47	2.40
平成14年 7月12日	—	1.20
平成14年 7月26日	0.29	—
平成15年10月16日	0.95	1.60
平成16年10月21日	0.55	3.10
平成17年11月30日	0.49	0.53
環境基準	5.0	—

(上記環境基準は平成14年12月1日からで、平成14年11月30日までの基準は80ng-TEQ/gです)

(総合クリーンセンター資料より)

第8節 下水道普及率について

年度	処理区域 面積 A (ha)	行政人口 B (人)	処理区域 内人口 C (人)	処理区域 内水洗化 人口 D (人)	処理区域 内世帯数 E (戸)	処理区域 内水洗化 世帯数 F (戸)	普及率 C/B (%)	水洗化率 (人口) D/C (%)	水洗化率 (世帯) F/E (%)
61	174.5	123,539	14,400	1,342	4,415	366	11.7	9.3	8.3
62	218.1	128,526	21,700	12,708	6,750	3,744	16.9	58.6	55.5
63	262.7	133,702	27,645	19,181	8,831	5,724	20.7	69.4	64.8
元	431.9	135,435	41,705	34,929	13,220	10,585	30.8	83.8	80.1
2	503.6	137,576	50,481	44,580	16,179	13,408	36.7	88.3	82.9
3	575.8	139,483	61,274	49,060	19,900	16,055	43.9	80.1	80.7
4	642.7	141,149	68,011	59,981	22,073	20,044	48.2	88.2	90.8
5	676.2	142,092	71,177	65,785	23,201	22,118	50.1	92.4	95.3
6	720.4	143,136	75,031	69,448	24,807	24,137	52.4	92.6	97.3
7	771.8	144,288	80,130	72,880	28,855	26,144	55.5	91.0	90.6
8	834.3	145,201	83,730	78,397	29,869	26,684	57.7	93.6	89.3
9	897.2	145,751	89,707	84,210	30,936	28,515	61.5	93.9	92.2
10	1,070.2	146,206	105,240	93,516	35,901	31,592	72.0	88.9	88.0
11	1,204.8	146,555	109,185	98,088	37,720	33,102	74.5	89.8	87.8
12	1,314.0	147,847	112,710	104,356	39,696	35,018	76.2	92.6	88.2
13	1,367.1	148,902	115,505	107,871	41,717	36,297	77.6	93.4	87.0
14	1,401.9	149,271	119,106	110,339	43,330	37,137	79.8	92.6	85.7
15	1,424.7	149,630	120,385	113,517	44,509	38,206	80.5	94.3	85.8
16	1,464.4	149,907	124,320	115,051	47,015	43,460	82.9	92.5	92.4
17	1,482.6	149,635	126,257	118,350	48,256	45,288	84.4	93.7	93.8

(下水道管理課資料より)

《アルファベット順》

BOD (Biochemical Oxygen Demand = 生物化学的酸素要求量)

水中の好気性微生物によって消費される溶存酸素の量をいい、BODが大きいほど水質汚濁が著しい。

CO (一酸化炭素)

燃料の不完全燃焼により発生する無色、無臭の気体である。生体に有毒で、血液中のヘモクロビンとの結合が酸素の約210倍であるため、酸素の供給を阻害し、ひどいときには窒息に至る。主要な排出源は自動車である。

COD (Chemical Oxygen Demand = 化学的酸素要求量)

水中の汚濁物質(有機物質)を酸化剤で酸化し、残った酸化剤の量から消費された酸素量を算出しmg/ℓで表示したもの。CODの数値が大きいほど水質汚濁は著しい。

dB (デシベル)

耳の感覚を計器の回路として組み込んだ騒音計で測った値を騒音レベルといい、dB(A)はこの騒音レベルの大きさを表す単位である。わが国では、dB(A)を「ホン」ということもあり、これは全く同じ単位を示している。

DO (Dissolved Oxygen = 溶存酸素量)

水中に溶解している分子状酸素をいう。河川の上流では、ほぼ飽和に近い溶存酸素が含まれているが、下流では下水や工業廃水などの汚物によりBOD、CODが増大し溶存酸素は消費される。したがってDOの量は、水の汚染の度合を示している。純水中における20℃、1気圧の下での飽和溶存酸素量は、約9mg/ℓである。河川、湖沼、海域について、比較的水質が良好な場合は、7.5mg/ℓとされている。水産用水では、一般にDOの減少が魚介類の死につながることから5mg/ℓ以上といわれ、環境保全は、臭気発生限界の観点から、2mg/ℓ以上とされている。

HC (炭化水素)

炭素と水素とだけからできている。完全に燃やすと水と炭酸ガスだけになる化合物の総称である。その種類も気体(メタン)液体(ベンゼン)固体(ナフタリン)など分子量や構造により異なりその種類も多い。

MBAS (Methylene Blue Active Substances = 陰イオン界面活性剤)

水と油、水と固体との境界をなす水面、すなわち界面の水の性質をかえて両者がよく混り合うようにする物質で、主に合成洗剤の主成分として使用される。発泡性があり、汚川の汚濁原因の一つである。

NO (一酸化窒素)

酸化窒素ともいい、無色の気で液化しにくく空気よりやや重く、空気又は酸素に触れると直ちに赤褐色の二酸化窒素(NO₂)に変わる。

NO_x (窒素酸化物)

これは物の燃焼に伴い発生する。その多くは、一酸化窒素(NO)として排出され、大気中で酸化されて二酸化窒素(NO₂)が生成される。その発生源は、自動車等の移動発生源と、工場・事業場等のボイラー等の固定発生源で、都市部においては、広範囲に分散している。一方、光化学スモッグの原因物質でもあり、現在、大気汚染対策の重要な課題とされている。

NO₂ (二酸化窒素)

赤褐色で、刺激性特異の臭気ある気体で物の燃焼の際発生し、高温になるほどその量は多い。人体影響としては、呼吸器の細菌感染などに対する抵抗力を弱め、鼻、ノドの粘膜、呼吸器系統への刺激を与

える。また、肺に呼吸された二酸化窒素がヘモグロビンと結合し、血液の酸素運搬機能を阻害する特徴があり、ヘモグロビンとの親和力は酸素の約 50,000～70,000 倍である。大気汚染防止法の特定物質。緊急時の対象物質、環境基準は1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。

PCDD

ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの略称。

PCDF

ポリ塩化ジベンゾフランの略称。

pH (水素イオン濃度)

水の酸性あるいはアルカリ性の程度を示す指標であり、PH値が1～7未満で酸性、7のとき中性、7～14までアルカリ性、水道用水としては、PHが8.5を越えると化学反応面からみて塩素殺菌力が低下し、PHが6.5以下になると浄水処理上の凝集効果に悪影響を及ぼすとされている。PH6.5から8.5までの範囲は水道管、給水装置等の腐蝕防止の点からいっても望ましい水質である。

ppm (parts per million)

濃度を示す単位の記号の1種、百万分中の幾分であることを示す分率であり、大気汚染や水質汚濁の汚染物の濃度を表示するのに繁用されている。水質汚濁では1kg中に1mg汚濁物質が存在する場合の濃度1ppmで示し、大気汚染では1m³の大気中に1cm³の汚染物質濃度を1ppmで示す。例えばある物質が1kg中に1mg含まれていると、1ppmといい、濃度あるいは含有率を表す。

SO_x (硫黄酸化物)

二酸化硫黄(SO₂)、三酸化硫黄(SO₃)、硫酸ミスト等の総称で、そのうち大気汚染の主役と考えられているものの大部分は二酸化硫黄である。いずれも刺激性が強く、1～10ppm程度で呼吸機能に影響を及ぼし、においを感じ、眼の粘膜に刺激を与え流涙をきたす。

SO₂ (二酸化硫黄)

いおう酸化物の大部分を占めるガスで、硫黄酸化物と同様に硫黄分を含む燃料を燃焼する際に発生する。無色刺激性の気体で、還元性が強い。人体影響としては0.5～1ppmで臭気を感じ、5～10ppmで鼻喉に不快な刺激をあたえる。さらに高濃度に達すると歯牙酸触性、血膜炎などを起こし、致死する場合もある。低濃度で慢性的な症状としては、四日市ぜんそく、気管支炎等を起こす。

排出基準…二酸化硫黄については規制なし。硫黄酸化物について規制している。

環境基準…1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ1時間値が0.1ppm以下であること。

SPM (Suspended Particulate Matter = 浮遊粒子状物質)

粉じん、ばいじんのうち粒径が10μm以下の物質であり、発生は、自然的なものとして、風による土砂の舞上り、また、石油系、石炭等のエネルギー燃料の燃焼物の破壊等によるものが掲げられる。呼吸により体内に入るが、特に粒径の小さい物質については、肺胞に停り、溶解性のものであれば血液にとけこまれるが、不溶解性のものであると、そのまま肺組織に停り生体に反応をもたらす、塵肺等の症状を呈する。しかし、浮遊粒子状物質中には、硫酸ミストや重金属類が混入しているため、他の症状もあらわれる可能性が強いとされている。緊急時の対象物質として定められている。

環境基準…「1時間値の1日平均値0.10mg/m³以下であり、かつ、1時間値0.20mg/m³以下であること」

SS (Suspended Solid = 浮遊物質)

水中に浮遊している物質の量をいい、一定量の水をろ紙でこし、乾燥してその重量を測ることとされ

ており、数値 (mg/l) が大きいほど水質汚濁の著しいことを示す。

TEQ (Toxicity Equivalency Quantity = 毒性等量)

ダイオキシン類は異性体ごとに毒性が異なるので、その毒性を評価する際には異性体のうちで最も強い毒性を示す2, 3, 7, 8-ダイオキシンの毒性に換算するのが一般的であり、その換算後の数値をTEQと呼びます。

μg (マイクログラム)

「μ」とは100万分の1を表す単位で、この場合100万分の1g (10^{-6} g) をいう。

ng (ナノグラム)

「n」とは10億分の1を表す単位で、この場合10億分の1g (10^{-9} g) をいう。

pg (ピコグラム)

「p」とは1兆分の1を表す単位で、この場合1兆分の1g (10^{-12} g) をいう。

WECPNL値 (Weighted Equivalent Continuous Perceived Noise Level)

加重等価連続騒音レベルの略称。航空機騒音に関する環境基準に使われている。測定は原則として連続して7日間行い、暗騒音より10dB以上大きい航空機騒音のピークレベル及び航空機の機数を記録するものとする。

《50音順》

アスベスト (石綿)

アスベスト (石綿) は、非常に細い繊維状の鉱物 (太さ: 髪の毛の5千分の1) で、熱や薬品に強く、丈夫なので、耐火建築物の天井や間仕切り、屋根などの用途に用いられています。実用的に使用されたのは、白石綿 (クリソタイル)、青石綿 (クロシドライト)、茶石綿 (アモサイト) です。最近まで使用されていたのは白石綿です。青石綿と茶石綿は特に毒性が強いことが分かっています。

吹付け石綿 (アスベスト) などが使用されている建築物の解体等工事 (解体、石綿の除去、囲い込み、封じ込め) をする場合に、埼玉県が大気汚染防止法に基づいた規制を行っています。

硫黄酸化物 → SO_x

一酸化炭素 → CO

一酸化窒素 → NO

陰イオン界面活性剤 → MBAS

化学的酸素要求量 → COD

環境基準

公害対策基本法の規定にもとづき、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染及び騒音に係る環境上の条件について、人の健康を保護し、生活環境を保全するうえで維持することが望ましい、行政上の目標としての基準として設定されることとなっている。したがって、この基準は個々の公害発生源に対する直接の規制数値として働くものではない。いわば大気汚染、水質汚濁などの公害の防止に関する施策を推進するうえでその目標となるものである。現在までは、 SO_2 、CO、浮遊粒子状物質、 NO_2 、光化学オキシダント、水質汚濁、騒音、についてそれぞれ環境基準が設定されている。

光化学スモッグ

大気中に存在する窒素酸化物 (NO_x)、炭化水素 (HC) 等が紫外線と作用してオゾンその他の過酸化物 (オキシダント) を一次的に生成し、これが特殊な気象条件のもとでスモッグを形成したとき、

これを光化学スモッグと呼んでいる。夏の日ざしが強くて風の弱い日に特に発生しやすく、その影響は目がチカチカする又はのどが痛くなるという人体影響のほか視程障害、呼吸器系皮膚粘膜への影響、また、植物にある種の症状を与えるなど広範にわたる。

コプラナーPCB

コプラナーポリ塩化ビフェニルの略称。

自動車排出ガス

自動車エンジン排ガスで、汚染成分としては、一酸化炭素、二酸化炭素、窒素酸化物、ホルムアルデヒド、炭化水素類を含有する。燃料の種類あるいは運転状態によって発生するガスの成分は異なる。この排ガスの中にはとくに有毒な鉛とかベンツピレンなどが含有される。

深夜営業騒音

県条例により、飲食店、喫茶店、ボーリング場、バッテングセンター、ゴルフ練習場の深夜営業の騒音について規制している。

水素イオン濃度 → pH

スモッグ

Smoke（煙）とFog（霧）から合成された言葉で、大気が汚染された状態を総称している。

生物化学的酸素要求量 → BOD

ダイオキシン

我が国では、平成11年7月に公布されたダイオキシン類対策特別措置法において、PCBB及びPCDFにコプラナーPCBを含めて「ダイオキシン類」と定義された。PCDDは75種類、PCDFは135種類、コプラナーPCBは209種類の仲間が存在し、このうちダイオキシン類としての毒性があると見なされているのはPCDD7種類、PCDF10種類、コプラナーPCB12種類である。

実際に環境中や食品中に含まれる量は非常に微量なため、日常生活の中で摂取する量ではすぐに身体に症状が現れるようなことはなく、長期間継続して摂取した場合の毒性として発がん性が確認されている。また、動物の体内のホルモン作用を阻害することにより、生殖障害や免疫機能の低下といった毒性をもつという研究報告もあり、「環境ホルモン」の疑いがある化学物質の一つに数えられている。

炭化水素 → HC

短期的評価 → 本文参照（P5）

窒素酸化物 → NO_x

長期的評価 → 本文参照（P5）

デシベル → dB

二酸化硫黄 → SO₂

二酸化窒素 → NO₂

ばい煙

大気汚染防止法の定義では、ばい煙とは次の物資をいう。燃料等の燃焼に伴い発生する硫黄酸化物、燃料等の燃焼または電気炉等の使用に伴い発生するばいじん、燃焼・合成・分解等の処理に伴い発生する有害物質。硫黄酸化物には、亜硫酸ガスおよび無水硫酸が含まれる。ばいじんは、従来ススその他の粉じんと称していたものであり、物の機械的処理などにおいて発生する粉じんは含まれない。また、ばい煙は物質を発生源側から見て定義したものであり、この点で浮遊粉じん及び降下ばいじんと区別される。有害物質として政令で定められているものは、現在、カドミウム、塩素、塩化水素、弗化水素、鉛、窒素酸化物等である。

浮遊物資 → SS

浮遊粒子状物質 → SPM

ベンゼン

ベンゼン (C_6H_6) は、6個の炭素分子(C)と6個の水素原子(H)とからなる有機塩素化合物で、揮発性及び引火性が非常に高く、特徴的な芳香をもつ無色透明な液体。

ベンゼンの6個の炭素原子は6角形の「ベンゼン環」を形成している。

ベンゾピレン

5個のベンゼン環が集まったもので、強い発ガン性を持つ物質として知られている。

要請限度

自動車による騒音振動がこの基準をこえて発生し、生活環境に著しい支障を与える場合、公安委員会へ改善要請できる基準。

有機塩素系溶剤

トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン等が代表される物質で、高い脱臭力・低粘性・優れた揮発性等の特徴を持つ。これらの有機塩素系化合物は、生分解性が難分解であるとともに、IARC（国際がん研究機関）によれば、人に対して発ガン性を示す可能性があると評価されている。

入間市の環境調査概要

(平成8年度から平成17年度)

平成18年9月発刊

発	行	入	間	市						
編	集	環	境	経	済	部	環	境	課	
郵	便	番	号	〒	358-8511					
住	所	埼	玉	県	入	間	市	豊	岡	1-16-1
電	話	番	号	04-2964-1111						
F	A	X	04-2965-0232							
メ	ール	ア	ド	レ	ス	ir210100@city.iruma.lg.jp				